

《論 説》

連邦から見たポリスのアウトノミア

— ボイオティア連邦の分析を通じて —

岸 本 廣 大

【要旨】

本稿の目的は、古代ギリシアにおいて、研究史上「自治」や「独立」の意味が想定されているポリスのアウトノミア概念の意味するところとその変遷を、連邦を通して明らかにすることである。特に、ボイオティア連邦の形成から解体までの歴史全体を対象として、アウトノミアに関係する事例を抽出し、この概念の適用如何およびその意味を分析した。

その結果、当初ポリス間の関係を示す語ではなかったアウトノミアが、ペロポネソス戦争前後の「独立」と「自治」の意味の対立を経て、「大王の和約」を契機に「独立」の意味が確立したこと、しかし、「普遍平和」条約の中で「独立」の意味が次第に有名無実化していき、コリントス条約で「自治」へと意味が変化したことを明らかにした。これは、矛盾をきたしていた先行研究を整合的に解釈した新しい見解である。さらに、アウトノミアが認められる、或いは侵害される状況から、より強い政治勢力がアウトノミアの示す状態を保障し、或いは侵害するという構図を導き出した。

はじめに

本稿の目的は、古代ギリシアに存在したボイオティア連邦を分析することによって、そこに加盟するポリスのあり方を示す概念としてのアウトノミア（ギリシア語では αὐτονομία）について、その意味の変遷を明らかにすることである。ポリスを対象とするギリシア史研究は19世紀以来行われてきたが、「アテナイ中心主義」なる批判が聞かれるように、史料の偏在ゆえ、それはアテナイやスパルタといった有名なポリスに限定されがちであった。無論、その結果をギリシア全体に敷衍するのは慎重でなければならない。そうした批判の克服のためには、有名なポリス以外の、強大な力を保持することのなかったポリス（以下本稿では、それらをまとめて中小ポリスと記す）を対象とした研究は不可欠であろう。近年はその点を踏まえた多くの研究がなされているが、やはり史料不足という問題からは逃れられていない¹⁾。よって本稿は、連邦を対象とすることで、そこに加盟するものの、史料には直接現れにくい中小ポリス、ひいてはポリスそのものの本質を提示しようと試みる。その際、対象とするポリスのあり方を表すものとして、本稿では連邦と関連の深い概念であるアウトノミアを

取り上げる。まず、第1章で研究史の検討を通じて問題点を具体的に説明する。続く第2章では、その問題点に照らして、ボイオティア連邦を分析し、最後に、第3章で問題点を解決する新しい解釈とそこから導かれるポリスの本質について筆者の主張をまとめる。

第1章 問題の設定

第1節：アウトノミアを巡る議論と問題点

本稿が対象とするアウトノミアとは、古代ギリシア史研究にどのように位置づけられるのだろうか。以下で述べるように、ギリシアにおいてアウトノミアは『自治』、或いは『独立』を意味していたとされるが、その意味を巡っては近年様々な解釈が提示されている。幸い、我が国には、この点について整理した先行研究があるので、それらに拠りながら²⁾、本稿で扱うアウトノミアの問題を具体的に示そう。

アウトノミアは、通説的には大国の支配下で実現する『自治』を示す概念と解されてきた³⁾。論者によってその意味合いをネガティブに採るか、ポジティブに採るかは異なっていたものの⁴⁾、大国の支配下での政治的独立という国際関係を表す概念であり、対内的には自由であるものの、対外的には大国の影響下に置かれた『自治』であると理解されていた。それに対して、アウトノミアを内政のみならず外交でも自己決定権を有する状態として『独立』と解したのがHansenであった。彼は、アウトノミアは前5世紀中頃から前4世紀初めにかけて一貫して『独立』を意味し、その後「大王の和約」とそれに続く同種の和約の中でアウトノミアの意味が変化し、ヘレニズム時代には実質『自治』を意味するようになったと主張する⁵⁾。こうした議論に対して、篠原はトゥキディデスに拠りながら、誰がどのような政治・思想的背景に基づいてアウトノミアを用いたのかに着目して、その本来の意味と変遷を再構築し、Hansenに反論を試みている。彼は、どちらかと言えば従来の通説に立ち、アウトノミアは本来『自治』を意味し、アテナイによって同盟諸国の支配の正当化に用いられたが、ペロポネソス戦争を契機に、ペロポネソス同盟を中心とした反アテナイ勢力によって『独立』の意味を付与されたと論ずる⁶⁾。

以上から、1つの問題点が抽出できよう。それは、アウトノミアの意味の変遷の問題である。従来説は、『自治』を意味したアウトノミアがペロポネソス戦争期に『独立』に変化したとし、一方、Hansen説は「大王の和約」を契機に、『独立』から『自治』へと変化したとする。従來說に立つ研究は、史料を限定し、主としてアテナイを中心とした国際関係に焦点を当てた緻密な研究の成果である。他方、Hansenの研究は、広範な史料から用例を検討し、ペルシアを含むギリシア世界全体まで視野を広げた研究の成果である。扱う時代も、前者が古典期を中心とするのに対し、後者がヘレニズム期まで考慮した点で異なる。このような差異を念頭に置いた上で、中小ポリスを含めたポリス全体を対象とした場合、従來說とHansen説のどちらが、アウトノミア概念の変遷の理解として妥当といえるだろうか。

第2節：ギリシアにおける連邦

前節の問題に答えるには、勢力の強大なボリスのみならず、中小ボリスについても考察せねばならないが、はじめに触れたように、史料の制約がその足枷となる。本稿ではそれを克服すべく、アウトノミアの問題とも深く関わる連邦を扱う。

そもそもギリシアにおける連邦とは何であったのか。『オックスフォード古典古代学事典』によると、「主として外交のため」に「ある地域やある民族の複数の都市国家が結びついた組織」であるが、一方で「個別の都市国家という意識と個別の市民権を維持すること」も加盟諸ボリスの目的とされ、本稿で分析の対象となるボイオティア連邦をはじめ、アカイア連邦、アイトリア連邦、アルカディア連邦などが例示されている⁷⁾。

しかし、肝心の史料上には連邦を直接的に表す語がなく、代わりに *συμπολιτεία* や *ἔθνος κοινόν* などが用いられている⁸⁾。これはギリシアにおいて、連邦という政治組織が明確に認識されていなかった、少なくともそれがギリシア人にとって共有のものではなかったことを示す。そして、古代においても曖昧な認識であった可能性の高いものを扱うためか、連邦についての先行研究は、その定義に大きな関心を寄せてきた。中でも、古くから問題となったのは、連邦が加盟ボリス全体に関する案件を扱う一方で、加盟諸ボリスそれぞれ自体は個別のボリスとして存続したままという、権限の二重性とその分担である⁹⁾。

連邦研究の嚆矢となった19世紀末のFreemanの研究では、加盟諸ボリスの緩やかな union としての連邦¹⁰⁾と、中央機関と加盟ボリスとの間の権限の分担を特徴とした perfect Federal Government としての連邦とを区別し、その二重性を説明している。後者の一例として、アカイア連邦が挙げられ¹¹⁾、そこでは中央が全体に関わる共通の外交的案件（戦争や和平）に権限を有し、加盟ボリスはその権限を持たない一方、それぞれ内部の案件（法律の発布や裁判権の所有）に自立的で、それに対して中央は介入を許されないとされた¹²⁾。

Szanto は、Freeman と同時期に、市民権の観点から同じくアカイア連邦を引き合いに出し、ギリシアの連邦は異なる諸ボリスが一つに組織された *συμπολιτεία* であると主張した¹³⁾。故に、アテナイと比較しても、幾つかの類似点があるが、加盟諸ボリスに主権 (Souveränität) があるという点で、アテナイとの差異、つまり権限の二重性があることも認めていた¹⁴⁾。

20世紀半ばに、従来の連邦研究を総括したと一般に言われる Larsen は、「ボリスの市民権と同様に、中央の市民権を有し、市民が中央と各ボリスとの両方の支配下にある国家」¹⁵⁾を連邦としている。そして権限の二重性の説明として、国制や市民権、連邦の役職、軍隊における中央とボリスの役割の分担を特徴として挙げている¹⁶⁾。

一方で、かつての Szanto の主張を発展させ、権限の分担は当時意識されていなかったとして、ギリシアにおける連邦を否定したのが Giovannini である。権限分担の意識の欠如ゆえ、連邦の発展の素地とされるエトノス、部族国家 (Stammstaat) さえも、それ自体は統一国家 (Einheitsstaat) であると彼は主張する¹⁷⁾。

こうした法制度的な研究の流れに対し、Corsten は、加盟諸ポリスの領域に従って区分された連邦の「地区 (Distrikt)」という実態に、連邦の特徴を見出した¹⁸⁾。しかし彼は、「地区 (Distrikt)」が国際関係の中でも外交的権限をもつ点で、統一国家 (Einheitsstaat) の「地区 (Bezirke)」と区別し、また全体を扱う中央の役職にも平等に参加できる点で、ヘゲモニーを有する都市同盟 (hegemonialen Symmachie) の「地区 (Bezirke)」と区別している¹⁹⁾。この区別もまた、中央と加盟諸ポリスの権限の二重性を連邦の前提としたものといえよう。

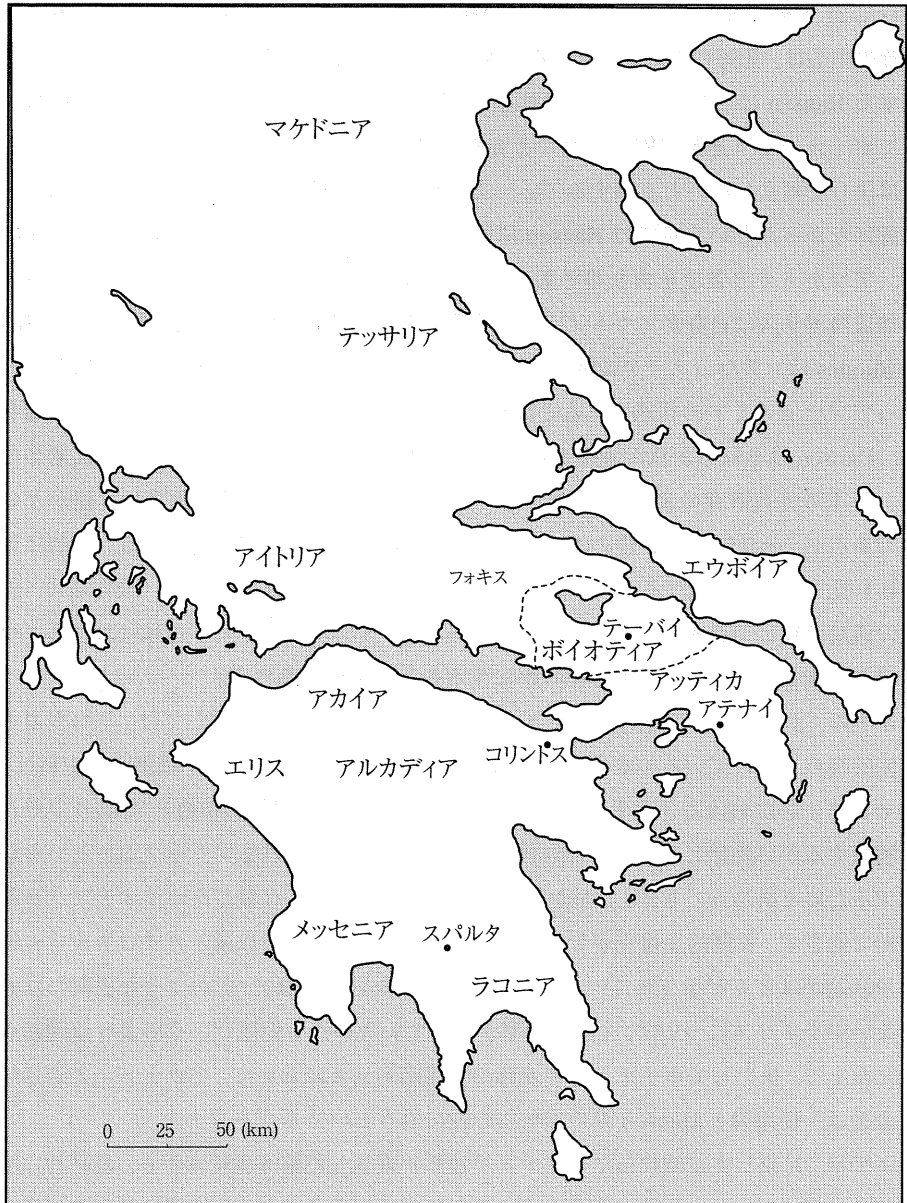
連邦研究では、以上のように、権限の二重性や分担が主たる問題関心となってきた。こうした問題に対して、先行研究は統一的な見解を出すに至っていないが、この問題の存在自体が、連邦とアウトノミアとの深いかかわりを示す。つまり、権限の二重性と分担を換言すれば、加盟ポリスがアウトノミアであることと中央の連邦の支配とが両立し、またその状態が中央やその他の加盟諸ポリスに侵害されないことである。よって、連邦における中央と加盟ポリスの関係は、アウトノミアの問題としても捉えられる。

本稿では、連邦におけるアウトノミアの考察を進めていくに当たり、連邦を「ギリシアにおいて、複数のポリスが結びついた政治的組織であり、加盟する各ポリスの他に、全体に関する案件を扱う中央機関を有するもの」と暫定的に定義する。ただし、中央と加盟ポリスの間における権限分担の実際の有無に関しては、上述のように先行研究でも未だ一致した見解はないため、ここでは一旦定義から捨象し、本稿の分析結果から、再び定義に還元したい。

第3節：ボイオティア連邦におけるアウトノミア

連邦に着目する理由は前節の通りであるが、ギリシア史上の連邦全てを網羅するのは、現在の筆者の手に余る。そこで、本稿はボイオティア連邦を対象を絞ることとする。ボイオティア連邦は、中部ギリシアのボイオティア地方で成立した連邦である²⁰⁾。その中心は主としてテーバイであったが、多くのポリスがその大小を問わず連邦に加盟していた。後述するが、ボイオティア連邦には中央機関として評議会や総会があることから、前節で定めた連邦の定義に、もちろん明確に当てはまる。

本稿でボイオティア連邦を対象とする主たる理由は、利用できる史料にある。まず、連邦にはテーバイが加盟しており、そのアテナイやスパルタとの関係から、間接的に史料を援用できる。また、連邦の制度を詳述した史料として Hellenica Oxyrhynchia (以下 H.O. と略記)²¹⁾ も利用できる。これら以外にも理由は幾つかある。一つは、連邦が前6世紀末から前2世紀半ばにかけて断続的に存在し、その変遷を長期に亘って追うことが可能だからである。また、比較的早期に整った連邦を形成したため、同様の制度が後の連邦にもみられ²²⁾、ギリシアにおける連邦の先駆的存在と位置づけられるからだ。さらに注目すべきは、テーバイがある時期から事実上中央機関を牛耳る時期が、長く続いたことである。つまり、中央と加盟諸ポリスの関係はテーバイとその他の加盟諸ポリスとの関係に置換可能で、中央機関について史料から明確に見えない時期でも、アウトノミアについての分析がある程度可能にな



地図 1：ボイオティア地方および主要なボリス・地域
(Buckler (1980) p.xiv を参考に、筆者が作成した。)

るからである。

以上のような理由から、ボイオティア連邦の研究は比較的早くから行われてきた²³⁾。1970年代中頃までは、H.O.の発見・刊行によって、主として連邦の制度を解明する政治史・国制史的な基礎研究が進められた²⁴⁾。70年代末からは、より広範にボイオティア連邦を捉えようとする研究²⁵⁾と、逆に時代や場所を限定した個別的な研究²⁶⁾の両方が目立つ。

さらに21世紀に入ると、アウトノミアの観点からボイオティア連邦が研究の対象となった。その中心は、先述のHansen率いるCPCの研究である。当時のアウトノミアを『独立』と解するHansenは、アウトノミアの状態をギリシア諸ポリスに認めた「大王の和約」によってボイオティア連邦が解体したことを根拠に、ボイオティア連邦への加盟とアウトノミアは決して両立しないと主張する²⁷⁾。一方、Keenは加盟諸ポリスが実際にアウトノミアの状態になかったという点ではHansenに従いつつも、「大王の和約」以後の和平交渉において、アウトノミア条項を含む和平案をテーバイが守ろうとしている点から、テーバイを含む加盟諸ポリスは自身がアウトノミアの状態にあると認識していた可能性を主張する²⁸⁾。またRhodesは、アウトノミアは解釈に幅がある語なのであるから、その語の使用者と目的によってアウトノミアの状態にあると認めることは可能だと論じた²⁹⁾。こうした議論を受けて、Hansenはそれらが状況証拠からの推測に過ぎず、史料的根拠に乏しいと反論している³⁰⁾。以上の先行研究の論点は、アウトノミアの状態の維持と連邦の両立は可能かというものであるが、それに対する答えは、アウトノミアの意味によって規定される。端的に言えば、第1節で既述したアウトノミアの意味とその変遷の問題が根本にある。要するに、先行研究の議論に独自で意義のある提言を行うためには、まずボイオティア連邦におけるアウトノミアの意味とその変遷の問題を明らかにすることが必要であろう。

だが実は、ボイオティア連邦のアウトノミアを扱った先行研究に関しては、その変遷を追う長期的視点が欠けているのが最大の問題点である。例えば先行研究が依拠する史料は、主にクセノフォンにおける「大王の和約」の記述や、その後の同種の和約³¹⁾であり、それをどう解釈するかに終始している。それは、あくまでも史料に現れるアウトノミアという語を重視するためであろう。しかし、かかる史料が示すのは長らく存続したボイオティア連邦の一時期に過ぎず、長期的な視点が欠如している。特に、前5世紀以前とカイロネアの戦い以降の議論がほとんどなされていない点は看過できない³²⁾。また、そのような史料には直接現れない中小ポリスについて、十分な考察ができていない点も問題だ。そのような問題点を把握した上で、果たしてボイオティア連邦の加盟諸ポリスにおいて、アウトノミアの意味とその変遷は、従來說とHansen説のどちらの説に沿うといえるだろうか。

以下では、対象とする時代をボイオティア連邦が成立した前6世紀末から、最終的に解体した前2世紀までとし、長期の変遷を追うことにする。そして、その期間における連邦内の加盟ポリス間の関係のうち、アウトノミアに関する事例を分析する。事例の抽出に際しては、史料上のアウトノミアという用語のみには拘らず、アウトノミアが示すと想定される「自治」や「独立」が問題となっている事例を資史料から検出する³³⁾。その分析を通して、その事例が「自治」の問題なのか、「独立」の問題なのかを区別した上で、その有無を判断する³⁴⁾。その際、議論の煩雑化を避けるために、アウトノミアを概念としてのみ用いるのではなく、実際にその概念が示す状態、すなわち「自治」或いは「独立」の状態に対しても用い、必要がない限り、両者をわざわざ区別しないことにする。

また、「自治」や「独立」については、以下のように定義する。「自治」は主としてボリス内部の案件に関しての自己決定権、或いはそれを有する状態であり、「独立」は主としてボリスの対外案件に関しての自己決定権、或いはそれを有する状態である。判断の目安として、本来当該ボリスのみが関わる場合を「自治」、当該ボリス以外のボリスが関わることで始めて生じうる場合を「独立」とし、例えば城壁の撤去は「自治」の問題、戦争や他勢力によるボリスの占領は「独立」の問題となる。本稿では、この定義に基づくものを鍵括弧で括って扱う³⁵⁾。

第2章 ボイオティア連邦加盟諸ボリスのアウトノミアの分析

第1節：第1期の分析

本章では、先に述べた手続きに従って、アウトノミアの意味、より具体的には「独立」と「自治」のどちらを意味していたのかを分析していく。その分析を進めるに当たり、まず長期に亘るボイオティア連邦の歴史を、主として連邦の解体や制度の変化によって、便宜的に区分する。多くの研究者はこれを4つの時期に区分しており、本稿もそれに従う³⁶⁾。第1期は前6世紀半ばの連邦の形成から、前457年のアテナイによる支配の開始までで、後の連邦の基礎形成期といえる。第2期は前447年のアテナイの支配からの解放に始まり、前386年の「大王の和約」による連邦の解体までである。H.O.の記述もこの時期についてであり、テーバイが連邦内で勢力を拡大させていく様子が窺える。第3期は、前378年のテーバイ駐留のスパルタ軍撤退から、前338年のカイロネシアの戦いでの敗北までである。この時期がテーバイの、ひいてはボイオティア連邦の最盛期にあたる。最後の第4期はカイロネシアの戦いの敗戦後の制度の再編から、前171年のローマによる連邦の解体までで、ギリシアはその後、前146年にローマへ併合される。テーバイの破壊とマケドニアによる支配、さらにローマの台頭の中で、史料上のボイオティアの存在は次第に希薄化する。では、各時期について、主として連邦加盟ボリス³⁷⁾に見られるアウトノミアに関する事例を分析していこう。

ボイオティア地方にギリシア人の一派が侵入したのは、ドーリス人の侵入と同時期とされる³⁸⁾。この侵入にあたって形成された部族共同体が、民族的・宗教的な緩いつながり³⁹⁾を基礎として、漸次的に、遅くとも前6世紀末までにはボイオティア連邦を形成したと考えられている⁴⁰⁾。また、「ボイオタルケス」への言及がペルシア戦争中に見られることから、遅くともこの時期までには、全体に関わる役職、中央機関が存在していたらう⁴¹⁾。当時の制度や加盟状況に関する史料はほとんどないが、ボイオティア諸ボリスで共通の意匠「ボイオティアの楯」が刻まれた硬貨が出土している⁴²⁾。この硬貨には共通の意匠以外に、鑄造地を示す頭文字が刻まれ、そこから当時の加盟ボリスが推定される。これに基づく、加盟の可能性があるのは、アクライフィア、ハリアルトス、ヒュエツトス、コロネシア、ミュカレッソス、タナグラ、テーバイ、テスピアイである⁴³⁾。その中でも、主導権を握ったのがテー



地図 2: ボイオティア連邦の加盟諸ポリスおよび前 395 年段階の区分けの復元図

●はポリスの位置を、破線は区の境界線を、丸囲いの数字はその区が出すボイオタルコス数を示す。

※ファライについては、Talbert (2000) p.55 を参照した。

なお、エウボイア島はこの地図では省略してある。

(Corsten (1999) p.33; p.40 をベースにし、R.J.A.Talbert (ed.) (2000), Barrington Atlas of the Greek and Roman World, Princeton and Oxford. p.55 も参考にして、筆者が作成した。)

バイであった⁴⁴⁾。こうした第 1 期の様子から、アウトノミアに関する事例として、以下の 4 点が挙げられる。

1 点目は先述の硬貨の鑄造と発行である。そこから、加盟諸ポリスのうち、少なくとも上記の諸ポリスは硬貨を鑄造し発行するアウトノミア、「自治」を有していたと考えられる⁴⁵⁾。

続く事例は、オルコメノスの加盟である。オルコメノスは前 480 年頃まで「ボイオティアの楯」を有しない硬貨を独自に鑄造しているため⁴⁶⁾、それ以前はボイオティア連邦に加盟していない。だが、ペルシア戦争でギリシア側に与せず、多くのボイオティア連邦の諸ポリス同様、ペルシア側に与したと考えられるため⁴⁷⁾、前 480 年前後には、ボイオティア連邦に加盟したと考えられる。加盟の理由について考察した Buck は、当時連邦の中心であったテーバイと距離を置いていたオルコメノス⁴⁸⁾は、テッサリアと良好な関係にあったが⁴⁹⁾、前 510 年、テッサリア支配下にあったフォキス人の反乱が成功すると、地理的に「オルコメノスは孤立し、前 507 年までに連邦への加盟を強制された」⁵⁰⁾とする。この見解は前述の硬貨の年代と矛盾するが、この政治状況が前 480 年頃まで続いていたと想定するなら⁵¹⁾、Buck の年代を引き下げることも可能となるだろう。以上の状況から、オルコメノスは自発的にはなく、ほぼ強制的に連邦に加盟させられたと考えるのがより説得的である。その場合、オル

コメノスは加盟を決定するアウトノミア、「独立」を保持できなかったと想定できる。ただし、その「独立」を侵害した主体は明らかではない。強制とはいっても、武力などによる直接的なものではなく、やむを得ない状況による間接的なものと考えられる。

3点目も加盟を巡る問題である。ボイオティア地方に属するプラタイア⁵²⁾は前519年、テーバイの圧迫に堪えかねてアテナイを頼る⁵³⁾。それを受けてアテナイとテーバイが交戦、テーバイが敗れた。その戦闘に先立つコリントス人の和解案では、「ボイオティア〔連邦〕に属するのを望まない者にはそれを許すという条件」が課されている⁵⁴⁾ことから、テーバイのプラタイアへの圧迫の原因は、連邦への加盟に関することであった可能性が高い。つまりプラタイアに対して加盟を強要したと想定できるのである。それを退ける結果となったこの事例から、プラタイアは連邦の加盟を拒否するアウトノミアと、アテナイと同盟を結ぶアウトノミア、2種類の「独立」を有していた。

4点目は、ペルシア戦争に関する事例である。ボイオティア連邦はペルシア軍の侵入を受けて、テーバイを中心とした連邦のほとんどのボリスがペルシア側についた。しかし、その中でギリシア側についたのが、プラタイアとテスピアイであった⁵⁵⁾。この事例からは、両ボリス（特に連邦に加盟するテスピアイ）が戦争においてどちらに与するかを決めるアウトノミア、「独立」を有していたと判断できる⁵⁶⁾。

ペルシア戦争はギリシア側の勝利に終わったため、テーバイはその主導権を一時的に失い⁵⁷⁾、代わって台頭してきたのがタナグラだと考えられている⁵⁸⁾。さらに前457年、タナグラでのアテナイとスパルタの戦い⁵⁹⁾を機に、テーバイはオイノピュタでアテナイと戦火を交えた⁶⁰⁾が、敗れたためにアテナイの支配下に入り、連邦としての機能は失われたと考えられる。そのオイノピュタの戦いの後、タナグラの城壁がアテナイによって破壊されている⁶¹⁾。この事例からは、アテナイ支配下において、ボイオティア諸ボリス、少なくともタナグラには城壁の維持か撤去かを決定するアウトノミア、「自治」が欠けていたことが分かる。ただ、時期的に連邦解体後であり、侵害の主体が連邦外のボリスである点には注意されたい。

第1期についてまとめよう。連邦内では、「自治」および「独立」の実態が認められる事例があった。特にテスピアイは両方の意味でアウトノミアを保持している。逆にオルコメノスやプラタイアの例には、アウトノミアの侵害およびそれを意図した行為がみられる。しかし同時代史料は、そうした事例をアウトノミアという語で表していない。これは、当時、上記のようなボリス間の関係を表す語としては、アウトノミアが用いられなかった可能性を示唆する。

第2節：第2期の分析

ボイオティアは、前457年にアテナイの支配下に入ったが、その10年後、コロネイアの戦いでアテナイに勝利し、テーバイ主導で連邦が再建された。トゥキュディデスは「ボイオ

ティアの亡命者らは戻り、他の全てもアウトノミアとなった」と述べている。ここで、アウトノミアはアテナイからの「独立」の意味で用いられていると考えられる⁶²⁾。

再建された連邦については、第2期末期⁶³⁾のものではあるが、H.O.によって詳細な連邦制度が記されている。まず、ボイオティア地方は区に分けられ、その区からそれぞれ連邦軍の最高司令官であるボイオタルコス1人と中央機関である評議会の議員60人が選ばれた⁶⁴⁾。後述するように区分けには変遷があったと思われるが、第2期には11の区があり、1つのポリスが複数の区を有したり、一定数の区を複数のポリスで共有したりすることもある。

この11の区分けを列挙しよう⁶⁵⁾。最大のものはテーバイで、プラタイアなどの周辺地域を含めて4つの区を有している⁶⁶⁾。続いて、オルコメノスとヒュエツス⁶⁷⁾が共同で2つ、タナグラが1つ、テスピアイとティスベ、エウトレシスが共同で2つ有している。さらにアクライフィアとカイロネイア、コパイが共同で1つ、ハリアルトスとレバディア、コロネイアが共同で1つである。このように、区は代表的な加盟ポリスの勢力に応じて割り振られていた⁶⁸⁾。また、この区は他にも、軍の兵士や軍資金の供出、そして連邦裁判所の陪審員選出の単位ともなっている⁶⁹⁾。評議会はテーバイのアクロポリスであるカドメイアで開かれる⁷⁰⁾。一方でアテナイの民会に相当するものではなく、参政権も重装歩兵クラス以上の土地所有者に限られ、「典型的穏健寡頭政」である⁷¹⁾。この制度の下では、多くの区を有するポリスの勢力が大きく、特に最多の4つの区を有するテーバイがヘゲモニーを握っていたと考えられる。ここで注意しておくべきは、区内の勢力関係である。一般にボイオティア連邦のポリスは、テーバイやオルコメノス、タナグラやテスピアイといった比較的勢力の大きなポリス（本稿では大ポリスと記す）と、それ以外の勢力の弱いポリス（本稿では小ポリスと記す）とに大別できる。この時期には大ポリスに区が割り当てられ、小ポリスは区を代表する近隣の大ポリスの支配下に置かれるという構造になっているのである⁷²⁾。こうした連邦制度を踏まえて分析すると、第2期には、アウトノミアに関する事例が5点挙げられる。

まず2つの事例が、上述した連邦の区分けから見出される。1点目はプラタイアの扱いである。プラタイアは、前479年のプラタイアの戦いの後、ギリシア軍によってアウトノミアが認められたという⁷³⁾。ここでのアウトノミアはペルシアの支配からの「独立」を意味する。しかし、プラタイアはペロポネソス戦争初期の前431年にプラタイアの連邦加盟を求めるテーバイによって攻撃を受けている⁷⁴⁾。さらに2年後、アテナイを頼みとするプラタイアに対して、テーバイはスパルタ率いるペロポネソス同盟と結んでプラタイアを包囲し⁷⁵⁾、プラタイア降伏後には町を徹底的に破壊してしまう⁷⁶⁾。多くの住民はアテナイへ逃れ、プラタイアにはテーバイ人が新たに移住することになった⁷⁷⁾。この一連の争い⁷⁸⁾によって、プラタイアは前395年段階では連邦に、というよりテーバイの勢力下に組み入れられていた⁷⁹⁾。以上のテーバイによるプラタイアの強制的な連邦への加盟は、プラタイアが保持する外交に関するアウトノミア、「独立」を侵す行為と解せる。

2点目は、区の分け方自体の恣意性である。特にそれが明白なのは、カイロネイアが含まれる区である。地図2を参照すれば、他の区との違いが一目瞭然であろう。つまり、カイロネイアは、同じ区であるコバイやアクライフィアとは隣接せず、その間にはオルコメノスの区が横たわっているのである。トゥキュディデスによれば、カイロネイアは元々オルコメノスの下に服していた⁸⁰⁾。この状態が継続しているのであれば、カイロネイアはオルコメノスの区に含まれるのが当然であろう⁸¹⁾。この不自然な区分けについては、オルコメノスの勢力を削減するためと解釈する研究もある⁸²⁾。この区分けの過程の詳細は不明だが、もしオルコメノスとカイロネイアの同意を得ない強制的なものであるとするならば、オルコメノスとカイロネイアに対して、「独立」のアウトノミアが侵害されたと解することも可能であろう。その侵害の主体として、区分けで一番利益を得たボリス、テーバイを想定できる。

続いて区の分け方以外の事例について、もう3点検討しよう。1つはテスピアイの城壁破壊についてである。前423年、テーバイがアテナイに勝利したデリオンの戦いの後、テーバイはテスピアイの親アテナイ政策を責め、テスピアイの城壁を破壊している⁸³⁾。奇妙なのは、テスピアイがその戦いで、ボイオティア連邦軍として甚大な被害を出しながらも、テーバイに味方していたことである⁸⁴⁾。城壁撤去の理由はわからないが⁸⁵⁾、戦争中テスピアイが自主的に自らの城壁の破壊を決めるとは考え難い⁸⁶⁾。よって、テーバイによってテスピアイの城壁を維持するアウトノミア、「自治」が侵害されたと解せる。

次に検討するのは、コリントス戦争におけるオルコメノスの行動である。ボイオティア連邦は、ペロポネソス戦争でスパルタに味方している⁸⁷⁾が、その覇権の確立に従い、次第に関係が悪化していく⁸⁸⁾。前395年には、アテナイやコリントスなどの反スパルタ諸ボリスと共にコリントス戦争を起こすが、苦戦を強いられる⁸⁹⁾。こうしたスパルタとの不和が表面化してきた前395年、オルコメノスは、ボイオティア連邦が反抗を試みたスパルタに与し、事実上連邦を脱退した行動をとっている⁹⁰⁾。これはスパルタの働き掛けによるものだが、決して強制を伴うものでなかったことは、ハリアルトスでの同様の事例から推測される。スパルタの将軍リュサンドロスはハリアルトス人に対し、「[テーバイから]離反し、アウトノミアとなるよう説得し」ているのだ⁹¹⁾。文脈上アウトノミアはテーバイからの「独立」を意味する。ハリアルトスは連邦に留まったと考えられるも、同様の手続きがオルコメノスにも適用されたのなら、オルコメノスの離反は自主的な決定であったことになる。この場合、戦時においてどちらに与するかというアウトノミア、「独立」をオルコメノスは有していた。しかし、同時に、「独立」のアウトノミアがオルコメノスにとって連邦の加盟とは並存できなかったとも判断できる。

最後は、前386年にコリントス戦争終結に際して結ばれたとされる、いわゆる「大王の和約」についてである。「大王の和約」に基づいてギリシアの諸ボリスにアウトノミアが与えられるが⁹²⁾、テーバイはその批准に際し、「全ボイオティア人に代わって」宣誓することを求めた⁹³⁾。しかし主導権を握るスパルタが軍勢を差し向けたため、テーバイはボイオティア

諸ポリスへのアウトノミア付与を余儀なくされたのである⁹⁴⁾。これによってボイオティア連邦は解体したと考えられる⁹⁵⁾。テーバイが宣誓を素直に行わない点、同様の和約案が提案された前 392 年の和平交渉でも、「テーバイ人は、ボイオティアの諸ポリスがアウトノミアとなる」ことを危惧している点⁹⁶⁾からは、テーバイが連邦加盟諸ポリスのアウトノミアを忌避していることが窺われる。テーバイにとって都合の悪いアウトノミアの意味とは、すなわち「独立」であり、その付与は連邦の解体につながるとテーバイは認識していたのだろう。その認識を史料からそのままの意味で解釈すべきかどうかは、先行研究でも議論になった箇所だが、少なくとも史料の書き手としてのクセノフォンは連邦と「独立」のアウトノミアとが並存することはできないと認識していた⁹⁷⁾。

第 2 期において、史料上のアウトノミアは「独立」の意味を持つ。一方で「自治」を侵害されたテスピアイの例においてアウトノミアという語は使われていない。第 2 期に「自治」の意味でアウトノミアが使われたのは、主としてアテナイからの発言においてであるとする篠原の見解⁹⁸⁾から、決して「自治」の意味が無かったとは言い切れないが、ボイオティア連邦においては、主に「独立」の意味合いで用いられた。そして、その意味において、オルコメノスの脱退と「大王の和約」の事例は、連邦がアウトノミアと両立不可能であったことを示すだろう。

第 3 節：第 3 期の分析

「大王の和約」後、前 383 年にはテーバイ自体も、内部の党派争いが契機となり、親スパルタ派の手引きによってスパルタにカドメシアを占領された⁹⁹⁾。この時、テーバイの民主派はアテナイに亡命したが、前 378 年にはその民主派が主導してテーバイからスパルタ軍を撤退させた¹⁰⁰⁾。その活躍ゆえにテーバイが主導して、各地のボイオティア諸ポリスの加盟がなされ、連邦の再建がはじまった¹⁰¹⁾。この時期の連邦は、以前に比して民主政的国制¹⁰²⁾であった。第 2 期の主たる役職であったボイオタルコス¹⁰³⁾は 11 人から 7 人に減少し¹⁰⁴⁾、評議会に代わる新たな中央機関として、総会が作られた¹⁰⁴⁾のである。ただ、総会がテーバイで開かれ¹⁰⁵⁾、ボイオタルコスもテーバイが 7 人中 3～4 人と約半分を占めることもある¹⁰⁶⁾など、テーバイのヘゲモニーが絶対的であったことは確かである。以上の特徴を考慮して、第 3 期においてアウトノミアに関連する事例を検討しよう。

まずは、この時期を通して幾度か結ばれた「普遍平和 (κοινή ειρήνη)」条約を取り上げる。「普遍平和」条約とは、「大王の和約」の一種の更新であり、ほぼ同じ内容を有する。となれば、全ポリスへのアウトノミアの保障が明記されているはずである。では、その更新の度にボイオティア連邦は解体されたのだろうか。少なくとも史料から解体は確認できない。すると「大王の和約」とこの時期の「普遍平和」条約とは、何が異なるのだろうか。以下では、前 375 年、前 372/1 年、前 371/0 年、前 362 年の「普遍平和」条約を対象とし、その内容と条約下でのボイオティア連邦の実態について検討したい。

前 375 年の条約は、ペルシア王が主導したとされ、「全てのボリスがアウトノミアであり、[他国の] 軍に駐留されないように」と規定した¹⁰⁷⁾。しかし、これに対してテーバイは、「大王の和約」同様、「ボイオティア人全体をテーバイ人と共にするグループ [= 連邦] の下に加え」てまとめて批准することを主張したが、アテナイの反対によって拒否され、ボリス毎に条約に賛成したという¹⁰⁸⁾。「大王の和約」の時と全く同じ状況であることからアウトノミアは「独立」を意味し、この条約によって理論上連邦は解体するはずである。しかし、実際に連邦が解体することはなかった。むしろ、条約に従ってボイオティアからスパルタ軍が撤退したのをよいことに、前 373 年にはプラタイアを占領・破壊し、連邦に加盟させている¹⁰⁹⁾。

前 372/1 年の条約は、テーバイの強大化に対して、アテナイが主導しスパルタで行われた和平交渉によって締結された¹¹⁰⁾。その条約は「統監が諸ボリスから出ていき、軍隊は海軍も陸軍も解散し、諸ボリスがアウトノミアとなるのを許す」と規定している¹¹¹⁾。ここでも、テーバイは「ボイオティア人」として宣誓することを主張したが、スパルタによって断られている¹¹²⁾。以前と同様の状況から、アウトノミアが「独立」を意味していたことが窺える。これがレウクトラの戦いの契機となっていることから、この条約にはテーバイは参加せず、連邦は解体しなかった。この事実は、あくまでも「独立」と連邦は両立しないが、その「独立」を強制できる勢力がいるかどうかが問題であることを示す。

前 371/0 年の条約は、レウクトラの戦い直後に、アテナイがスパルタの勢力削減を企図して主導した。条約は、「ペルシア王の与えた条約とアテナイ人および同盟国の決議を遵守する」ことを規定し、その具体的内容は「小さいボリスも大きいボリスも同様にアウトノミアとなる」¹¹³⁾ というものだった。これに反対したのはエリス人のみであったから、テーバイは賛成したと推測できる。しかし、エリス人の反対の理由が、彼らが支配する地は「自身のボリスなのだから、アウトノミアにしてはならない」¹¹⁴⁾ ということであったため、ここでのアウトノミアは「独立」を意味している。にもかかわらず、連邦が解体した形跡は見られない。注意すべきは、条約の主導がアテナイであるものの、この時点でテーバイがギリシアの実質的ヘゲモニーを握っている点である。もしこの条約が連邦の解体を指示しているとしても、もはやテーバイに対して条約を強制させることのできる勢力はギリシアには存在しなかった。それを示すかのように、翌年にペロポネソス半島に介入を開始するなど、明らかに条約に違反している。また前 367 年には、自らがペルシア王を仲介とする「普遍平和」条約の締結を主導している¹¹⁵⁾。この試みは失敗に終わったが、今度はテーバイが条約を強制させる側に立とうとしている意図が読み取れるだろう。

前 362 年の条約は、マンティネイアの戦いの後に結ばれたもので、内容は史料上には明言されていない¹¹⁶⁾。しかし、「普遍平和」条約としてアウトノミアに関する内容を有する点、そしてメッセニアをこの条約に含むことにスパルタが反対している点から、メッセニアのアウトノミア、「独立」が問題となっていたことは推測できる¹¹⁷⁾。これについて反対したの

はスパルタのみであるから、テーバイは賛成したはずである¹¹⁸⁾。しかし、ボイオティア連邦は解体していない。マンティネアの戦いの後、テーバイはヘゲモニーを失ってゆくものの、この戦闘自体には勝利しており、未だ連邦を解体させる強制力をもつ勢力が存在していなかったからだろう。

第2期末期の「大王の和約」と比較した場合、「普遍平和」条約を強制させる勢力がない、またあっても強制を意図的に行わないという状況下で、条約の文言におけるアウトノミア、つまり「独立」と連邦は両立可能であるようにみえる。問題は、この「独立」が実態としても連邦と両立していたのかという点である。それを以下の3つの事例から確認していく。

まずは、テーバイが前373-372年に、いわゆる第二次アテナイ海上同盟に単独で加盟している点¹¹⁹⁾である。注目すべきは、海上同盟の規約である。その規約では「ギリシア人が自由そしてアウトノミアな状態で」あるよう定めている¹²⁰⁾。これは「大王の和約」に違反しないための措置であると考えられるから、当然アウトノミアは「独立」と解される。とすれば、この同盟に加盟していたテーバイは明らかに「独立」を保持していた。

2点目は、連邦再建過程における武力による加盟の強要である。連邦の再建から、前371年のレウクトラの戦いに勝利してギリシアのヘゲモニーを握る頃まで、テーバイを中心とするボイオティア連邦は、プラタイア¹²¹⁾、テスピアイ¹²²⁾、タナグラ¹²³⁾、オルコメノス¹²⁴⁾を次々と襲撃し、町を破壊するなどしている。特にオルコメノスは、加盟後の前364年に、テーバイの国制に不満を持つ者と共に反旗を翻したが、事前に情報が漏洩したためにテーバイに攻撃され、住民の虐殺・奴隷化など、壊滅的な打撃を被っている¹²⁵⁾。武力と破壊を伴うこと、これについて述べるイソクラテスの弁論に「強制」という語が多用されていること¹²⁶⁾から、連邦への加盟が当該ポリスの自主的な決定権によるものだとはい到底考えられない。つまり、この事例から、当該ポリスのアウトノミア、「独立」がテーバイによって侵害されていることは明らかである。

最後に、小ポリスの動向にも少し目を向けたい。テーバイと小ポリスとの間には、テーバイと大ポリスとの間に生じたような大きな対立や争いが史料上に現れない。例えば、アンテドンはテーバイの軍港として機能しているが¹²⁷⁾、テーバイの武力による強要を示す史料はない。そこから友好関係を即断することはもちろんできないが、これは小ポリスとテーバイとの関係が大ポリスとテーバイとの関係とは異なることを示唆する¹²⁸⁾。アンテドンの事例が、自主的なものかどうかは判断できないため、港の使用というアウトノミア、「独立」の有無に関してはどちらの可能性も考えらえる。ただ少なくともテーバイのヘゲモニー下の連邦は、小ポリスには抵抗されずに容認されていた（容認せざるを得なかった）ことは確かだろう。

以上の検討を踏まえて、第3期についてまとめよう。ギリシアの全ポリスを対象とした「普遍平和」条約にみられるアウトノミアは「独立」を意味していた。また条約の締結の状況からは、ボイオティア連邦においてもその意味でアウトノミアが解釈されていたことがわ

かる。ボイオティア以外でも、第二次アテナイ海上同盟の規約から、第2期においては「自治」としてアウトノミアを用いていたとされるアテナイが、「独立」という意味でアウトノミアを使っている。この時期に、アウトノミアがギリシア全体でも「独立」としての意味を確立したといえよう。しかし、その「独立」を保障しうる勢力が次第に絶対的でなくなるとつれ、ボイオティア連邦では、加盟諸ボリスのアウトノミアを侵害する事例がみられるようになり、アウトノミアの意味と実態は次第に乖離していった。故に、「独立」のアウトノミアを保障する「普遍平和」条約とは両立不可能である連邦が、存続し続けるという矛盾した状況が生じたと考えられる。

第4節：第4期の分析

前338年、テーバイ率いるボイオティア連邦はアテナイと共に、神聖戦争でギリシアに影響をもったフィリッポス2世率いるマケドニア軍と衝突する。連邦側はカイロネイアの戦いで敗れ¹²⁹⁾、戦後コリントス同盟で「普遍平和」条約（本稿ではコリントス条約と記す）が結ばれた¹³⁰⁾。さらに連邦の中心であったテーバイは前335年にマケドニアに反旗を翻したため¹³¹⁾、徹底的に破壊された¹³²⁾。こうした状況の下、連邦は制度の再編を余儀なくされたのである¹³³⁾。大きな変化の一例としては、総会での投票が都市毎に行われるようになった¹³⁴⁾。この下での連邦加盟諸ボリスは、Hansenの研究を参考にして、デルフォイの隣保同盟に派遣された *ιερομνήμονες*¹³⁵⁾ のボイオティア代表や連邦内の役職である *ἀφεδριατεύοντες*¹³⁶⁾ がどこのボリスの出身であるかによって、判断する。

この時期は連邦内の加盟諸ボリス間の関係を見出す史料に乏しいので、外部との関係に焦点を移して分析を進める。第4期に見出されるアウトノミアに関連する事例として、まずはマケドニアやヘレニズム諸王朝によって与えられた「普遍平和」条約を前節同様に検討する。ここでは、コリントス条約、およびフィリッポス2世の死後、アレクサンドロス3世によって更新された条約を扱う。コリントス同盟が結成された時の内容を記した現存の碑文には、アウトノミアの語自体は見られない¹³⁷⁾が、それと同じ内容を保持したまま更新されたと言われるアレクサンドロスの条約には、「自由でアウトノミアであるように」とあったことが伝デモステネスの作品から窺われる¹³⁸⁾。その内容は、コリントス同盟に加盟していたボイオティア連邦の諸ボリスにも適用されたと思われる。このアウトノミアが示す意味は第3期の「普遍平和」条約のように「独立」なのか、それとも「自治」なのだろうか。

第2期末期の「大王の和約」や第3期の「普遍平和」条約の締結における状況と比較してみると、この時期の状況には大きな違いが見られる。それは、コリントス条約においては、「大王の和約」のように強制者たるマケドニアが絶対的であるのに、第3期のように連邦が解体されていない、もし解体されたとしても、再建された連邦がこの条約と両立している点である。もしアウトノミアが「独立」を意味し、それを強制する勢力が絶対的であれば、「大王の和約」同様、連邦は解体されていなければならない。しかし、それは上述の実態と

矛盾する。従って、ここでのアウトノミアは「自治」を意味しており¹³⁹⁾、故に連邦と両立していると考えられる。

以上の点は、マケドニアによるテーバイの破壊によっても示される。この破壊の原因はテーバイがマケドニアに敵対的な行動をとったためであるから、マケドニアに敵対するという外交的立場を自由に決定できるアウトノミア、「独立」をテーバイは侵害されている。ここで第3期と異なるのは、アウトノミアの遵守を強制する側のマケドニアがその侵害の主体となっていることだ。つまり、マケドニアからすれば、テーバイの破壊でもって自ら定めたアウトノミアを侵害していることにはならなかったのである。少なくともマケドニアにとって、アウトノミアは「独立」ではなく、「自治」を表していたと考えられる。

この「自治」としてのアウトノミアは、ヘレニズム諸王朝との¹⁴⁰⁾、そしてローマとの関係にもみられる。第二次マケドニア戦争後、ローマの執政官ティトゥス・クインクティウス・フラミニヌスが行った自由の確認宣言が参考となろう¹⁴¹⁾。史料にはアウトノミアの語はなく、対象もマケドニアの直接統治下にあった地域¹⁴²⁾であり、ボイティア連邦に直接関係はない。しかし内容には、「父祖の法」に従うこと、つまりアウトノミアに比する表現が確認される。この宣言の目的はひとまず置いておくとして¹⁴³⁾、ローマがマケドニアや他のヘレニズム諸王朝とのヘゲモニー争いの中、「自治」に寛容であることで優位な状況を作ろうとしたことは間違いのない¹⁴⁴⁾。しかし、これはローマに反抗しない限りの「自治」であった。例えば、第二次マケドニア戦争中、親マケドニア派のボイオタルコスであったブラキュッレス暗殺¹⁴⁵⁾を契機に、ボイオティア地方で起きたローマ兵の強殺事件では、ローマ側への賠償を拒否した連邦に、ローマが軍を派遣しようとしている。その軍事的脅威に屈した連邦側には、結局アクライフィアとコロネイアからの罪人の引き渡しと罰金の支払いが課された¹⁴⁶⁾。このような場合には、自らの法で罪人を裁くアウトノミア、「自治」は容易に侵害されたのである。

こうして、第4期において、アウトノミアの意味は「独立」から「自治」へと変化した。その変化は、奇しくも「独立」の意味を確立した「大王の和約」から発展してきた第3期の「普遍平和」条約の中で、「独立」のアウトノミアが有名無実化したことを背景とし、最終的には、コリントス条約が「自治」の意味を確立した。そして、テーバイの破壊は、アウトノミアが「自治」を表すとマケドニアが認識していたことを示す典型的な事例であった。同様のことは、ローマとの関係にも確認できる。

最後に、アウトノミアの観点から連邦の解体を見ておこう。第三次マケドニア戦争の際、ローマとマケドニアの双方からの使者がボイオティアの諸ポリスを訪れ、自らに与するよう主張した¹⁴⁷⁾。これを受けてボイオティア連邦内では、マケドニアとローマ、どちらに与するかという対立が見られるようになる。カイロネイア、レバデイア、テスピアイは早々に親ローマとして使者を派遣し、ローマ側に歓待されている¹⁴⁸⁾。一方で、テーバイで行われた連邦の総会でもローマに与することが決まりかけたが、コロネイア人やハリアルトス人が押し

表 1: ボイオティア連邦の加盟ポリスの変遷

ポリス名	第 1 期 (前 6c 後半 - 前 457)	第 2 期 (前 447 - 前 386)	第 3 期 (前 378 - 前 338)	第 4 期 (前 338 - 前 171)	備考
Akraiphia	○	○ ※ with Chai. & Kop.	○ ※ 375-	○ ※ anti-Rome	Apollon Ptois の聖域を有する
Anthedon	?	?	○ ※ in Theb. ?	○	Theb. の軍港として機能 85 Sulla による破壊
Chaironeia	?	○ ※ 424 in Orch. with Ak. & Kop.	○ ※ 371-	○ ※ pro-Rome in 3.M.w.	354 Orch. に包囲される
Erythrai	? ※ 5c.m. in Pl.	○ ※ 431- in Theb.	?	?	sympoliteia with Pl.
Eutresis	?	○ ※ with Theb. & This.	?	△	
Haliartos	○ ※ in Kor. or Theb.	○ ※ with Le. & Kor.	?	○ ※ anti-Rome in 3.M.w. 176- in Ath.	聖域である Onchestos を有する
Hyettos	○	○ ※ with Orch.	?	○	
Hysiai	? ※ 519- in Ath. 479- in Pl.	○ ※ with Theb.	?	?	sympoliteia with Pl.
Kopai	?	○ ※ with Ak. & Chai.	?	○	
Koroneia	○	○ ※ with Ha. & Le.	○ ※ 374-335 346 Theb. による奴隷化	○ ※ anti-Rome in 3.M.w.	352 Orcomenos による占領 → 346 in Phokis
Lebadeia	?	○ ※ with Ha. & Kor.	○ ※ 374-336	○ ※ pro-Rome in 3.M.w.	217-206 in Aitolia
Mykalessos	○	?	?	△ ※ in Tanagra	
Orchomenos	○ ※ 480-	○ ※ 395 395-371 vs.Theb.	○ ※ 370- 364- Theb. による破壊 354-346 in Phokis 346- Theb. による破壊 → in Theb.	○	424 Ch. 分離 395-370 with Sp.
Oropos	? ※ 490-412/1 in Ath.	○ ※ c.402- in Theb.	○ ※ 375-373 in Ath. c.366- in Theb.	○ ※ 312-304	338 or 335-c.332 in Ath.
Pharai	△	?	?	?	
Plataiai	? ※ 519- in Ath. 479- in Boi.	○ ※ 431 431 Theb. による攻撃 429-427 vs.Sp & Theb. 427- in Theb.	? ※ 374/3 Theb. による征服・破壊 374/3- in Theb.	○	380 Sp. によって復興 374/3 Theb. によって破壊 338 Philippos II による復興
Skaphai (Eteonos)	? ※ 5c.m. in Plataiai	○ ※ 431- in Theb.	?	?	sympoliteia with Pl.
Skolos	? ※ 476 in Theb.	○ ※ 431- in Theb.	?	?	sympoliteia with Pl.
Tanagra	○	○	○	○ ※ 繁栄	
Thebai	○	○	○	○ ※ 316-	anti-Roma 335 Alexandros による破壊 316 Kassandros による再建
Thespiiai	○	○ ※ with Eu. & This. 423 Theb. による城壁破壊 387 Sp. による城壁復興	○ ※ 379-371 with Sp. 371- in Theb.	○ ※ anti-Theb. pro-Rome in 3.M.w.	6c. にボイオティアと同盟 424 Theb. による城壁破壊 379-371 Sp. 軍駐留 371.Theb. による占領
Thisbai	?	○ ※ with Eu. & Theb.	?	○ ※ anti-Rome in 3.M.w.	
基本史料	6c.1-5c.e. の鑄造硬貨 ※ Head (1911)	H.O.XI.3	Diod. Isokr. or.	IG VII 1673.4; 2723.4; 2724d.5 Liv. Pol.	

凡例

- : 史料や考古学的資料より加盟は確実
△ : 史料などから加盟の可能性がある
? : 加盟していたがどうか不明

略号

- Boi. : Boiotia (ボイオティア諸ポリスはその名の頭から 2-4 文字で略す。)
Ath. : Athenai
Sp. : Sparta
3.M.w : 第三次マケドニア戦争
in — : 一のポリスに併合された, または領域内にある
with — : ボイオタルコスを共有する (第二期), または協力関係にある
pro- — : 親—
anti- — : 反—
vs. — : 一と交戦

年号 (全て紀元前)

- 379-371 : 前 379 年から前 371 年の間
371- : 前 371 年以後
476 : 前 476 年まで
c.366 : 約前 366 年ごろ
5c.e. : 前 5 世紀初め頃
6c.1. : 前 6 世紀末

原則として基本史料を典拠とする。
史料や参考文献の詳細は本文参照。

表2：各時期のアウトノミアに関する事例における、アウトノミアの示す意味と史料上での有無

第1期				第2期			
事例	史料	自治	独立	事例	史料	自治	独立
硬貨の鑄造	×	○ Akr., Hal., Hye., Kor., Myk., Tan., Theb., Thes.	—	Pla. の併合	×	—	× Pla. by Theb.
Orch. の加盟	×	—	× ? Orch. by ?	区分けの恣意性	×	—	× ? Ch., Orch. by Theb. ?
Pla. の加盟拒否	×	—	○ Pla.	Thes. の城壁破壊	×	× Thes. by Theb.	—
ペルシア戦争	×	—	○ Pla., Thes.	Orch. の連邦脱退	○ ?	—	○ = 連邦脱退 Orch.
※ Tan. の城壁撤去	×	× Tan. by Ath.	—	大王の和約	○	—	○ → 連邦解体

第3期				第4期			
事例	史料	自治	独立	事例	史料	自治	独立
「普遍平和」条約 375, 372/1, 371/0, 367	○	—	○	コリントス条約	○ ?	○	—
Theb. の 2nd.Ath. 海上同盟加盟	○	—	○ Theb.	テーバイの破壊	×	—	× Theb. by Mak.
武力による加盟強要	×	—	× Orch., Pla., Tan., Thes. by Theb.	※ Flamininus の ギリシアの自由宣言	○ ?	○ ?	—
Anth. の軍港化	×	—	× ? by Theb.	Rom. への罪人の引き渡 しと 罰金の支払い	×	× Akr., Kor. by Rom.	—
				第三次マケドニア戦争	×	—	○ → 連邦の解体

凡例

史料

- ：史料上にアウトノミアの語がある
 ×：史料上にアウトノミアの語がない
 ?：推定、或いはアウトノミアに類する語がある

記号の下略称は、どのポリスのアウトノミアの有無かを示す。

略称は表1参照。

×の場合は「誰によって」侵害されたかも示す。

自治・独立

- ：アウトノミアの状態が維持されている
 ×：アウトノミアの状態が侵害されている
 ?：推定

掛けて、マケドニアに与するよう主張した。この場では、最終的にコロネイア人オリュンピコスが譲歩し、ローマに与することが決まった¹⁴⁹⁾。しかしペルセウス王が使者をボイオティアに送り、コロネイア、ハリアルトス、ティスベでマケドニアに与するよう請願している。これを受けた諸ポリスも使者を派遣し、テーバイの圧力についてペルセウスに助力を乞うている¹⁵⁰⁾。以上の事例から、ボイオティア連邦内においては「自治」のみならず、外交に関するアウトノミア、「独立」を各加盟ポリスが有していた。しかし、それはもはや自主的に連邦全体の行動を決定する中央機関の機能不全を意味する。つまり、連邦の実質的な解体であった¹⁵¹⁾。Larsenによれば、それは第三次マケドニア戦争を睨んだローマ側による策略、すなわちマケドニアと同盟を結ぶギリシア諸ポリスの分断工作であった¹⁵²⁾。この見方の当否はさ

ておき、前 171 年には実際に、先述した親マケドニア派の 3 つのボリスが続けてローマの圧力に屈している¹⁵³⁾。この時、その他のボイオティア連邦の加盟諸ボリスはもはやそれを防ぐために協力することはなかった。第三次マケドニア戦争は、前 167 年にローマの勝利に終わり¹⁵⁴⁾、最終的に前 146 年のアカイア戦争での敗北によって、ギリシアはローマに併合されたのである¹⁵⁵⁾。

第 3 章 ボイオティア連邦におけるボリスのアウトノミア

第 1 節：アウトノミアの意味とその変遷

前章の分析で得られた、ボイオティア連邦におけるボリスのアウトノミアの意味とその変遷を、従來說や Hansen 説と比較しながらまとめよう。第 1 期の連邦においては、「自治」や「独立」の実態がみられるものの、史料上にアウトノミアの語は現れない。このことから、アウトノミアがまだボリス間の「自治」や「独立」といった関係を表す語ではなかったことが示唆された。これはアウトノミアが、本来『独立』を意味していたとする Hansen 説とは異なる。従來說はこの時期について言及していないが、トゥキュディデス以降にアウトノミアの語が頻繁に用いられるとの篠原の指摘¹⁵⁶⁾は、本稿の分析結果と矛盾しない。推測にとどまるが、当時のアウトノミアは、語そのものが示すように、単に自らの法 (αὐτὸς νομός) に則ったボリスの状態を示すだけの語であったのかもしれない。

続く第 2 期においては、少なくともボイオティア連邦の事例では、「独立」の意味でアウトノミアが用いられた。確かにボイオティア連邦だけを見れば、Hansen 説と整合的なようだが、従來說に立つ篠原の言うように、同時期にアテナイが主に「自治」の意味でアウトノミアを用いていたことも、否定し得ない。さらに篠原によれば、スパルタに与する立場では、反アテナイ的な、「独立」としてのアウトノミアの意味を共有していたとする¹⁵⁷⁾。スパルタに与したボイオティア連邦を分析した本稿の結果は、この篠原の説と矛盾しない。ギリシア全体を視野に入れば、第 2 期はアウトノミアの意味が、アテナイの強調する「自治」と反アテナイ的な立場のボリスが強調する「独立」の間で揺れ動いていた不安定な時期と捉えるべきだろう。

ペロポネソス戦争でのアテナイの敗北と、それに続くスパルタの覇権の確立を経て、第 2 期末期の「大王の和約」で「独立」という意味でアウトノミア概念が確立し、ギリシアの全ボリスに適用された。そして第 3 期には、それと同種の「普遍平和」条約においてその意味が継承されていった。この変遷も、アウトノミアの意味が「自治」に転換していった契機を「大王の和約」に求める Hansen 説とは異なる¹⁵⁸⁾。

ただし、第 3 期の間、条約の文言上の意味は「独立」として維持されたものの、その条約の遵守を強制する勢力が衰え、ギリシアの勢力関係が混沌としてくると、アウトノミアの表す「独立」の意味は有名無実化していった。この点については、Hansen と同じ理解であり、

その変化の理由として Hansen が挙げた、アウトノミアを適用する対象の拡大によって、実態を伴わなくなったという点を、ボイオティア連邦の事例で確認したことになるだろう。

そして、第4期のコリントス条約においては、もはや「独立」としての意味をなさず、アウトノミアは「自治」を意味するようになった。これについては、ヘレニズム時代に、アウトノミアが「自治」を表していたとする Hansen 説と同じ見解であるが、前述の通り Hansen はその契機として「大王の和約」を挙げるのに対し、本稿は、史料においてはコリントス条約を意味の転換点とし、その典型例がテーバイの破壊であると解する点で異なる。以上のように、本稿の分析から得られたボイオティア連邦におけるポリスのアウトノミアの意味とその変遷は、従來說と Hansen 説の相互の矛盾を解消し、整合的に位置づけた新しい解釈を提示することができた。

第2節：アウトノミアの保障と侵害

では、前節で明らかになったアウトノミアの意味とその変遷は、ポリスの本質について、何を示すのか。それを考えるには、語の意味のみならず、実際にアウトノミアの示す状態が維持される、或いは侵害される状況を踏まえる必要がある。

第1期から第4期までのボイオティア連邦の事例において共通して見られるのは、より強い勢力（＝強者）との関係によって、アウトノミアの有無が決定されているという構図である。つまり、強者に同調すればアウトノミアが保障され、反抗すれば侵害されるということになる。例えば第2期から第3期においては、「独立」であれ「自治」であれ、テーバイへの反抗という状況の下、アウトノミアは侵害を被っている。一方で、アウトノミアが認められる状況は、必ずしもテーバイへの同調のみに見られるのではない。例えば、第2期のオルコメノスの連邦脱退は、むしろテーバイへの反抗である。しかし、そのオルコメノスの背後にはスパルタという、テーバイに匹敵する強者が存在したことは忘れてはならない。「大王の和約」においても、ベルシアという強者が背後にいてはじめて、連邦の解体による「独立」が保障されるのである。第4期においても、マケドニアやローマに同調する限り、そのアウトノミアは保障されていたが、反抗を試みれば侵害を惹起した。

第2・3期と第4期の違いは、その構図において、強者がテーバイからマケドニアそしてローマへ、つまり連邦の内部から外部へと移ったことである。しかし、構図全体に大きな差異は見られない。もっとも、連邦をヘゲモニーの基盤として利用したテーバイと、連邦の外部でより強力なヘゲモニーを握っていたマケドニアやローマとでは、保障と侵害の度合いに差があったことも確かである。

第1期については、構図はそれほど明瞭ではないが、少なくともプラタイアへの加盟強要の事例やベルシア戦争の事例は、それぞれアテナイとギリシア軍という強者を有した状態で、「独立」を保障されていることは確かだ¹⁵⁹⁾。あくまでも推測だが、アウトノミアの保障と侵害の構図の中、強者に対抗する目的で連邦は形成されていったのかもしれない。

こうしたアウトノミアの構図から、ボイオティア連邦内では、アウトノミアを保持しているのは大ボリス、特にテーバイであり、それ以外のボリスはアウトノミアを常時保持することは困難であったことがわかる。だからこそ、アウトノミアを保障してくれる強者に与することが、加盟諸ボリス、特に小ボリスの行動の目的の一つだったと筆者は考えている。つまり、ボリスにとって、アウトノミアは求められるものであった。しかしそれは、ボリスがアウトノミアを保持していないが故である。すなわち、アウトノミアの保持はボリスであるために必要な本質的要素ではないという可能性を強く示唆する。こうした見解は、ボリスが何たるかという、近年においても活発な議論に明確な答えを出すものではないが、少なくともアウトノミアを、安易にボリスの本質と結びつけて論ずることは避けるべきだという点で、一定の意味をなすのではなかろうか。

おわりに

本稿は、ボイオティア連邦におけるボリスのアウトノミアの意味とその変遷の問題について分析することで、従來說や Hansen 説を整理し、新しい解釈を提示した。そして、そこからアウトノミアの保障という構図を導き、その保障を得ることがボイオティア連邦の加盟諸ボリス、特に小ボリスにとって行動の目的の一つとなり得ることも主張した。もしギリシア全体においてもこの考察が敷衍できるのであれば、ボリス研究に不可欠であるものの、史料からは確定できない中小ボリスの行動についても、ある程度の蓋然性をもって想定できることになり、ボリス研究の一つの方向性を示してくれるのではないだろうか。

また、本稿の結論は連邦研究にも還元される。第1章第2節で連邦を暫定的に「ギリシアにおいて、複数のボリスが結びついた政治的組織であり、加盟する各ボリスの他に、全体に関する案件を扱う中央機関を有するもの」と定義し、「実態として連邦における中央と加盟諸ボリスの権限分担が存在していたか」という点は捨象した。しかし具体的な分析から、少なくともボイオティア連邦に限って言えば、中央機関と同一視できるテーバイが、加盟諸ボリスのアウトノミアの状態に対して侵害を繰り返していた点から、中央と諸ボリスの間における権限の分担は必ずしも絶対ではなかったことが判明した。これがボイオティア連邦に見られる特殊な事象なのか、それともギリシアの連邦一般に敷衍できるかについては今後の課題となろう。また、アウトノミア以外の観点から権限の分担はどうであったのかという点も課題としなければならない。こうした課題を克服し、研究を蓄積していくことで、より実態に即した連邦の定義が設定できるのではないだろうか。それによって、連邦を介したボリス研究の可能性も広がっていくと、筆者は考えている。

註

本稿では主たる叙述史料について Loeb 版を用い、それ以外のテキストを用いた場合はその旨、

特記した。また、史料の訳は筆者による試訳であり、訳文における〔 〕は筆者による補遺。史料等の略記は、特記がない限り、*Der Neue Pauly: Enzyklopädie der Antike* に準ずる。また、繰り返し引かれる文献は、二度目から原則として「著者のファミリーネーム（出版年） ページ数」の形式で略記する。

- 1) アテナイなど、特定のポリスの相対化の例として、M.H.Hansen and Th.H.Nielsen (eds.) (2004), *An Inventory of Archaic and Classic Poleis: An Investigation Conducted by The Copenhagen Polis Centre for the Danish National Research Foundation*, Oxford などのコペンハーゲンポリスセンター (The Copenhagen Polis Centre, 本稿ではCPCと略記) の研究が、ギリシア全体のポリスを網羅的に整理しようと試みている。ただし、中小ポリスについては、考古学史料なども駆使した有用なデータではあるものの、それを利用して決定的なポリス論を展開しているとまでは言い難い。
- 2) 仲手川良雄 (1998), 『古代ギリシアにおける自由と正義』創文社, pp.566-568 および篠原道法 (2008), 「前五世紀後半における国際関係とアウトノミア概念—アテナイとスパルタによるヘゲモニー争いを背景に」『立命館文学』604, pp.524-527.
- 3) その画期として重要な論文がE.J.Bickermann (1958), *Autonomia: Sur un Passage de Thucydide* (1, 144, 2), *RIDA* 5, pp.313-344 である。
- 4) 前者の意味合いを取るの、M.Ostwald (1982), *Autonomia: Its Genesis and Early History*, Chicago, pp.13-14; 46. 逆に後者の意味合いを取るの、K.Raaflaub (1985), *Die Entdeckung der Freiheit: Zur Historischen Semantik und Gesellschaftsgeschichte eines Politischen Grundbegriffes der Griechen*, München = R.Franciscono (trans.) (2004), *The Discovery of Freedom in Ancient Greece*, Chicago and London, pp.152-153. Cf. 篠原 (2008) pp.524-525.
- 5) M.H.Hansen (1995a), *Boiotian Poleis - a Test Case*, in: id. (ed.) *Source for the Ancient Greek City-State. Acts of CPC 2*, Copenhagen, p.35. Id. (1995b), *The »Autonomous City-State«. Ancient Fact or Modern Fiction?*, in: id. and K.Raaflaub (eds.) *Studies in the Ancient Greek Polis. Papers from CPC 2*, Copenhagen, pp.25-28; 38-43.
- 6) 篠原 (2008) p.536.
- 7) J.A.O.Larsen and P.J.Rhodes (1996), *OCD* s.v. "federal states", p.591.
- 8) J.A.O.Larsen (1968), *Greek Federal States*, Oxford, pp.xiv-xv; pp.7-11. A.Giovannini (1971), *Untersuchungen über die Natur und die Anfänge der bundesstaatlichen Sympoliteia in Griechenland (Hypomnemata 33)*, Göttingen, pp.14-24. Th.Corsten (1999), *Vom Stamm zum Bund*, München, pp.14-22. κοινόν は共同体の集団を指すが、単なる人的集団にも適用される。また、ἔθνος は「部族」を意味し、それが政治的組織を発展させた連邦にも適用される。一方, συμπολιτεία は政治的に連邦と解せる語であり、用例としてはポリュビオスに代表されるが、前2世紀以前にその用例はほとんどない。
- 9) 本節の連邦の定義に関する研究史は、主として Corsten (1999) pp.9-24 に拠った。
- 10) E.A.Freeman (1893), *History of Federal Government in Greece and Italy* 2nd ed., New York, p.2.
- 11) *Ibid.* p.5.
- 12) *Ibid.* pp.2-3.
- 13) E.Szanto (1892, Republished in 1979), *Das griechische Bürgerrecht*, New York, p.126. 彼によれば, συμπολιτεία はギリシアにおいて、現代の連邦国家と等しい国制に到達することができる形態だという。
- 14) *Ibid.* pp.136-137.
- 15) Larsen (1968) p.xv.
- 16) *Ibid.* pp.xv-xxviii.
- 17) Giovannini (1971) p.93. 本稿は、以下でも述べるように、権限の分担の意識よりも、その実態に着目するので、連邦の否定という彼の立場には与しない。
- 18) 例えば、前4世紀のボイオティア連邦は、加盟諸ポリスの領域に従って、連邦全体を幾つかの区

- に分けていた。詳細は第2章第2節および第3節を参照。
- 19) Corsten (1999) pp.223-247.
 - 20) ボイオティア地方の位置については地図1を参照。また以降で言及されるボイオティア諸都市の位置については、第2章の地図2を適宜参照。
 - 21) 1906年に主要部が発見されたパピルス史料。著者は諸説あり確定していないが、前5世紀末から前4世紀初期の出来事を扱っている。1908年の刊行当初より、本稿で扱うボイオティア連邦の国制への言及は注目されていた。本稿では、F.Jacoby (1926), *FGrH* 66, Leiden および P.R.Mckechnie and S.J.Kern (eds.) (1988) *Hellenica Oxyrhynchia*, Warminster をテキストとして用い、コメントリとして I.A.F.Bruce, (1967), *An Historical Commentary on the Hellenica Oxyrhynchia*, Cambridge を用いた。
 - 22) Larsen (1968) p.226. 前 281-280 年にペロポネソス半島で再建されたアカイア連邦にみられる、比例代表制の評議会などが、その例となる。
 - 23) 70年代までボイオティア連邦の研究史は、森谷公俊 (1983), 「ボイオティア同盟におけるテーベの支配」『歴史評論』403, pp.29-42 を参考にした。
 - 24) その総括的研究として Larsen (1968) pp.26-40; pp.175-179.
 - 25) 連邦をボイオティアの地方史に位置づける R.J.Buck (1979), *A History of Boeotia*, Edmonton や、エトノスやコイノンとして連邦を捉える合阪學 (1983), 「ギリシア・ボリスの国家理念—その歴史的発展に関する研究—」『大阪大学文学部紀要』23, pp.220-228 が代表である。
 - 26) アテナイから解放後のボイオティアを研究した P.Salmon (1978), *Étude sur la Confédération béotienne* (447/6-386), Bruxelles-Paris や、前 370-60 年代の対外関係からテーバイのヘゲモニーを研究した J.Buckler (1980), *The Theban Hegemony*, Cambridge, 同じくテーバイのヘゲモニーを連邦の形成から前 386 年の解体に至るまで研究した森谷 (1983) がある。そしてヘレニズム時代のボイオティア連邦を研究した P.Roesch (1982), *Étude béotiennes*, Paris や、考古学の発掘の成果を援用し、ボイオティア地方の諸ボリスの研究をまとめた J.M.Fossey et al. (ed.) (1989-96), *Boeotia Antiqua* 1-6, Amsterdam もある。
 - 27) Hansen (1995a) p.35; p.38. Id. (1995b) p.35.n.57; p.36.
 - 28) A.G.Keen (1996), Were the Boiotian *Poleis Autonomoi*?, in: M.H.Hansen and K.Raaflaub (eds.), *More Studies in the Ancient Greek Polis. Papers from CPC 3: Historia-Einzelschrift* 108, Stuttgart, pp.113-114.
 - 29) P.J.Rhodes (1999), Sparta, Thebes and *Autonomia*, *Eirene* 35, pp.33-40.
 - 30) Keen に対しては、M.H.Hansen (1996), Were The Boiotian *Poleis* Deprived of their *Autonomia* During the First and Second Boiotian federations? A Reply, in: id. and K.Raaflaub (eds.), *More Studies in the Ancient Greek Polis. Papers from CPC 3: Historia-Einzelschrift* 108, Stuttgart, pp.127-136. Rhodes に対しては Hansen and Nielsen (2004) pp.92-93.
 - 31) 史料の詳細については、第2章第3節を参照。
 - 32) Hansen (1995b) pp.39-43.
 - 33) 史料上の用語に拘らないのは、実態として「自治」や「独立」を示しているのに、アウトノミアの語で表されていない事例も考慮に入れて、意味の変遷をたどるためである。
 - 34) もちろん、史料にアウトノミアに類する語が現れる際には、その文脈において「自治」或いは「独立」に取るべきかを考察した上で、実態としての有無を確認する。
 - 35) これらは客観的かつ完全に区別できるものではなく、便宜的なものであるが、同様の定義については、篠原 (2008) p.537.n.2 も参照。
 - 36) Hansen (1995a) pp.30-32. Id. (2004) "Boiotia", in: id. and Nielsen (2004) pp.431-432 では、「まともな (proper) ボイオティア連邦」は前5世紀半ばまでしか遡れないとして、本稿でいう第1期をそこに含めず、本稿の第2期を First federation としているが、第1期は、加盟ボリスや連邦の範囲などから、以降の連邦の下地となったと考えるのがより妥当である。また第3期と第4期の間に連邦の解体を認めるか否かにも議論があるが、詳細は第2章第4節に譲る。
 - 37) 加盟ボリスの詳細については、章末の表1を参照。また、各事例におけるアウトノミアの意味に

については、同じく章末の表2も参照。

- 38) Larsen (1968) p.27. なお, Thuk.I 12.3 ではトロイア戦争以後とあるが, Hom.II.II.494-510 で, 既にボイオティア人のポリスの名が挙げられている点は, 少なくともギリシア人の一部が, イリアスの成立以前にボイオティアに侵入していたことを示す。
- 39) Larsen (1968) pp.27-29. 宗教的つながりの代表例としては, コロネイアで行われるパンボイオティア祭のような, アテナ・イトニア女神の信仰がある。時代がかなり下った例であるが, Paus. IV.34.1 も参照。
- 40) R.J.Buck (1972), *The Formation of the Boeotian League*, *CPh* 67, p.100 は, 連邦の基盤となった組織はテッサリア人の意を汲んだ軍事的なものであったとする。そして, 前 520-519 年のテッサリア人のボイオティア侵入を撃退した特定の時点に, 連邦の成立を主張している。
- 41) Hdt.IX.15. 「というのも, ボイオタルケスらが, アソ-pos 周辺の人々を呼び寄せたからで, … (οἱ γὰρ Βοιωτάρχαι μετεπέμψαντο τοὺς προσχώρους τῶν Ἀσωπίων, …)」 Cf. W.W.How and J.Wells (1912), *A Commentary on Herodotus* vol.2, Oxford, p.292. Larsen (1968) p.31. 一方で, Hansen (1995a) p.31 はこのボイオタルケスが部族的制度であり, 名前のみが後代の連邦制度でも用いられたとして, 連邦の成立を批判する。しかし, たとえ後代のそれと同一視できないとしても, ここでの文脈上, ボイオタルケスはボイオティア人全体の代表と捉えられ, 機能上中央機関としての役割を持っていたと解せるため, 本稿では連邦として扱う。
- 42) B.V.Head (1911, First Published 1887), *Historia Numorum: A Manual of Greek Numismatics* 2nd. ed., London, pp.343-354. 1970 年代までの研究では, これらの硬貨の鑄造年代をおよそ前 600-550 年頃と推定していたが, 現在では前 6 世紀末頃と考えられている。Cf. Hansen (2004) p.432.
- 43) Head (1911) によれば, ヒュエツトスとテスピアイは第 1 期に「ボイオティアの楯」を刻んだ硬貨を鑄造していないが, R.Etienne and D.Knoepfler (1976), *Hyettos de Béotie et la chronologie des archontes fédéraux entre 250 et 171 avant J.-C.*, *BCH suppl.* 3, Paris, pp.218-226 は, 従来ハリアルトスで鑄造されたと考えられていた硬貨はヒュエツトスで鑄造されたとし, さらにアクライフィアで鑄造されていたと考えられていたのものが, ハリアルトス鑄造であると主張している (*Ibid.* p.221.)。同様に, 従来ファライで鑄造されていたとされていた硬貨は, テスピアイ鑄造であったとする (*Ibid.* pp.219.)。以上は Hansen (2004) p.438; pp.442-443; p.449; p.458 でも言及されている。本稿では Hansen (2004) に依拠し, Head (1911) の挙げたポリスからファライを省き, ヒュエツトスとテスピアイを加えている。
- 44) Larsen (1968) p.29; p.32. 後述するプラタイアの加盟強要と, ペルシア戦争での主導の様子から, 遅くとも前 6 世紀末にはテーバイの主導権が考えられる。
- 45) Buck (1972) p.98 も参照。
- 46) Head (1911) p.346. ポリスの象徴である発芽する小麦が刻まれている。
- 47) Hdt.VIII.34. 前 480 年のペルシア戦争において, オルコメノスの名が明言されないのは, 彼らがボイオティア人に含まれているからだと考えられる。
- 48) オルコメノスは, ホメロスの艦船表でボイオティアとは別記され (Hom. II.II.511.), またミニュア人と共にボイオティアを支配し, 諸市から貢納を受けていたという伝承も古典期以降に伝わっている (Diod.XV.79.5; Isokr. or. XIV.10.). 以上より, 少なくともミュケナイ時代には一大勢力を築いたポリスであったとされるオルコメノスは, 前 6 世紀末においても, ボイオティアでは特殊な位置にあったのだろう。Cf. 森谷 (1986) pp.31-32.
- 49) Buck (1972) p.94; pp.96-97.
- 50) *Ibid.* pp.100-101.
- 51) 前 480 年のペルシア戦争では, テッサリア人がペルシア側に (Hdt.VII.132.), フォキス人がギリシア側に与している (*Ibid.* VII.203; VIII.30.)。
- 52) Hom.II.II.504 で, プラタイアはボイオティアの都市とされる。
- 53) それがアテナイとプラタイアの同盟の契機となった。Thuk.III.68.5 はその年代を前 519 年とするが, それを写本の誤りとして, 前 509 年を採用する説もある。詳しくは M.Amit (1973), *Great and Small Poleis*, Bruxelles, p.71 を参照。

- 54) Hdt.VI.108.「まさに〔アテナイとテーバイの〕戦いが起ころうとした時、コリントス人が見過ごさなかった。彼らはたまたま傍に居合わせ、和解させたのだが、両者に委ねられて以下の条件で領土を区分けた。つまり、テーバイはボイオティア人の内、ボイオティア〔連邦〕に属するのを望まない者にはそれを許すという条件である(ἐπὶ τοῖσιδε, ἔάν Θηβαίους Βοιωτῶν τοὺς μὴ βουλομένους ἐς Βοιωτοὺς τελέειν。)」
- 55) Ibid.VII.132; VIII.50.
- 56) ヘロドトスには現れないが、後の Thuk.II.71.2 では、このペルシア戦争におけるプラタイアの戦いの後、プラタイアにアウトノミアが認められたとする。詳細は次節参照。
- 57) Ibid.IX.86-88. ギリシア軍はプラタイアの戦いの後、テーバイに兵を進め、責任者の引き渡しを要求し、テーバイを包囲した。最終的に投降してきた人々は処刑された。
- 58) B.H.Fowler (1957), Thucydides I.107-108 and the Tanagran Federal Issues, *Phoenix* 11, pp.168-170.
- 59) Thuk.I.107-108.
- 60) Ibid.I.108.3. この戦いの理由は諸説あるが、Fowler (1957) p.169-170 や Larsen (1968) p.32 は、連邦内での勢力回復を図ったテーバイがスパルタと結んでいたことを有力な理由としている。
- 61) Ibid.I.108.3. 「そして〔アテナイ人は〕タナグラの城壁を取り払った (καὶ Ταναγραίων τὸ τεῖχος περιέειλον。)」なおトゥキュディデスのコメントリとして、A.W.Gomme (1945; 56), *A Historical Commentary on Thucydides* I;II, Oxford. と S.Hornbrower (1991; 96; 2008), *A Commentary on Thucydides* I;II/III, Oxford. を用いた。
- 62) Thuk.I.113. “οἱ φεύγοντες Βοιωτῶν κατελθόντες καὶ οἱ ἄλλοι πάντες αὐτόνομοι ἐγένοντο.” Cf. Gomme (1945) p.340. Hornblower (1991) p.184. 篠原 (2008) p.528.
- 63) H.O.XI.1. 「その夏 (τούτου τοῦ θέρους)」Bruce (1967) p.102 によれば、前 395 年のボイオティアとフォキスとの戦争勃発の時期である。
- 64) Ibid.XI.3-4. 「その地〔ボイオティア〕に住む人々は全て、11 の区 (μέρη) に分割され、各々〔の区〕は、1 人のボイオタルコス (βοιωτάρχην) を次のように自ら〔の区から〕出した。…。またボイオタルコス 1 人に対し、60 人の評議会議員 (βουλευτὰς) を出す。」
- 65) 区分けについては、Ibid.XI.3 参照。
- 66) Ibid.XI.3 によれば、テーバイ本来の区が 2 つ、プラタイアを中心とする周辺地域の区が 2 つである。
- 67) Ibid.XI.3 では、ヒュエツトスではなくヒュシアイとあるが、Bruce (1967) pp.106-107 は、地理的位置関係からヒュエツトスの誤りとしている。本稿でもこれに従う。
- 68) こうした制度を、J.A.O.Larsen (1955a), *Representative Government in Greek and Roman History*, Los Angeles, pp.35-40 は representative government と、Bruce (1967) p.104 は, proportional representation と呼ぶ。加盟諸ボリスの位置は、地図 2 を参照。
- 69) H.O.XI.4. 「また軍隊として、約 1,000 の重装歩兵と約 100 の騎兵が各区に課された。簡単に示すと、役人 (ἄρχοντα) の数に従って、共通の国庫に与り、税を払い、裁判官を送り、良いことも悪いことも全て同様に共有した。」
- 70) Ibid.XI.4. 「…、ボイオティア人の共通の会議はカドメイアで行われた。」
- 71) Ibid.XI.2. 「全ての市民がそれ〔評議会〕を共有することはできず、多くの財産を有している人が共有するのである。」 Cf. Bruce (1967) pp.103-104. 森谷 (1983) pp.34-35.
- 72) Hansen (2004) p.436 ではテーバイをトップにした三層構造を指摘し、Buckler (1980) pp.20-21 は第 3 期において区内の支配構造を指摘している。本稿は Hansen (1995a) p.16 で言及されたエウトレシスやティスベとテスピアイの関係から、第 2 期でもこの構造を認める。
- 73) Thuk.II.71.2. 以下はプラタイアに兵を進めるペロポネソス軍に対して、プラタイアの使者が陳情する場面である。「という理由は、ラケダイモン人、クレオンプロトスの子パウサニアスが…、全ての同盟軍を招集し、プラタイア人に彼らの土地とボリスを返還し、彼らが独立を保持して住むということ (ἐχοντας αὐτονόμους οἰκεῖν) を認め、誰も彼らに対して不正に、また奴隷とするために軍を進めないということ、もしそうしないなら同盟軍がやって来て、全力で援けることを認めた。」しかし先述の通り、同時代史料であるヘロドトスにはアウトノミアを認めたという記述はない。た

だ、この当時のプラタイア人たちは、前 479 年の戦いの後にプラタイアがアウトノミアとなったと認識していたこと、少なくともトゥキュディデスがアウトノミアという語を用いる状況だと判断したことは確かであろう。

- 74) Hdt.VII.233. Thuk.II.2-6. 後者によれば、ボイオタルコスの指揮の下、プラタイアに侵入したテーバイ軍の使者が「ボイオティア人の父祖の慣習に従って共に戦うこと (κατὰ τὰ πάτρια τῶν Βοιωτῶν ξυμμαχεῖν) を望む者がいれば、武器を置くこと」と布告した。Hornblower (1991) p.241 は、この箇所を連邦への加盟についての言及であるとする。
- 75) Thuk.II.71-78; III.20-24; III.52-68.
- 76) Ibid.III.68.3. 「しかしその後、彼ら [テーバイ人] はその [プラタイア] 全てを基礎から地表までひっくり返し、…」
- 77) Ibid.II.6; III.24; III.68.3. 「彼らは、土地を公のものにして 10 年間貸し出した。そしてテーバイ人がそこに住んだ。」
- 78) この争いの原因は明示されていないが、当時の状況から以下のように考察される。前 5 世紀中頃にプラタイアの東部一帯には、プラタイアと συμπολιτεία の関係にあったエリュトライヤスカファイ (元来の名はエテオノス。Cf. Hom.II.II.497. Strabo.IX.2.24.) スコロス、ヒュシアイ (H.O.XI.3 でヒュシアイの名は現れないが、地理的位置関係から、プラタイアと συμπολιτεία の関係にあったとされる。Cf. Hansen (2004) p.443.) などがあり、テーバイの南側に勢力圏を維持していたと考えられる。しかし H.O.XII.3 によれば、ペロポネソス戦争勃発に伴い、プラタイア勢力圏のエリュトライ、スカファイ、スコロスをはじめ、城壁を有していなかったポリスから、住民が戦禍を避けるためテーバイに移住 (συνωικισθησαν) している。このことが、プラタイア勢力圏へのテーバイによる浸透を示すとすれば、プラタイアとテーバイが対立したことも十分納得がいく。この対立が表面化した結果、テーバイはプラタイアに攻撃したのであろう。
- 79) Thuk.V.17.2 では、プラタイア編入はプラタイア人の意志であったとするが、上述の包囲戦や和平交渉における自らの勢力圏の主張という史料の文脈からも、強制的にプラタイアがテーバイの支配下に入ったことが窺われる。
- 80) Ibid.IV.76.3. 「カイロネイア、それは…オルコメノスに属していたが、…」
- 81) 大ポリスに従属する小ポリスが、その大ポリスと同じ区に含まれることは、テスピアイの区に特徴的に見られる。Cf. Hansen (2004) p.457.
- 82) Buckler (1980) p.20 によれば、オルコメノスの勢力削減が意図され、元来オルコメノスに服する小ポリスだったカイロネイアが前 424 年に分離、別の区に編入された。
- 83) Thuk.IV.133. 「テーバイ人はアテナイ最良を批難して、テスピアイの城壁を取り払った (Θηβαῖοι Θεσπιῶν τεῖχος περιεῖλον ἐπικαλέσαντες ἀττικισμόν,)。』
- 84) Ibid.IV.93; IV.96
- 85) J.A.O.Larsen (1955b) , The Boeotian Confederacy and Fifth-Century Oligarchic Theory, *TAPH* 86, p.47-48 はその親アテナイ政策について、デリオンの戦いで左翼を任されたテスピアイの被害が甚大であったため、寡頭政を担う反アテナイ派が弱体化したためとする。
- 86) このとき破壊された城壁は、前 378 年に、スパルタ軍がテスピアイを拠点とした際に再建されている。Cf. Xen.Hell.V.4.41.
- 87) Thuk.III.68.4. Xen. Hell.I.3.15.
- 88) Xen. Hell.II.4.30; III.2.25; III.5.1-24.
- 89) Ibid.IV.2.9. ff. ネメアの戦いで敗れ (Ibid.IV.2.17-23.), コロネイアの戦いでも敗走した (Ibid.IV.3.15-19.)。
- 90) Ibid.III.5.6. 「リュサンドロス [スパルタの将軍] は、…、その上オルコメノス人をテーバイ人から離反させた (καὶ προσέτι Ὀρχομενίους ἀπέστειλε Θηβαίων.)。』: Ibid.III.5.17. 「リュサンドロスは、フォキスとオルコメノス、そして周辺地の軍を率いて、…」なお、クセノフォンのコメンタリとして、G.E.Underhill (ed.) (1979) , *Xenophon Hellenica*, New York を用いた。
- 91) Xen.Hell.III.5.18. 「そしてまず [リュサンドロスは]、彼ら [ハリアルトス人] が [テーバイから] 離反し、独立となるよう説得しようと試みた (ἐπειθεν αὐτοὺς ἀφίστασθαι καὶ αὐτονόμους γίγνεσθαι)。」

これを契機にハリアルトスの戦いが起こり、スパルタ軍は撤退したため、ハリアルトスは連邦にとどまったと考えられる。

- 92) Ibid.V.1.31.「アルタクセルクセス王は次のことを正当とする。…、他方で他のギリシア人のボリスは、大小にかかわらず、独立したものとする (τὰς δὲ ἄλλας Ἑλληνίδας πόλεις καὶ μικρὰς καὶ μεγάλας αὐτονόμους ἀφεῖναι) が、…」この条約は、初めて全ギリシアのボリスを対象に、アウトノミアの保障を謳った点で、ギリシア外交史の画期と言える。以降これが、前 338 年のコリントス条約までの「普遍平和 (κοινὴ εἰρήνη)」の基本的な形式となった。Cf. 森谷公俊 (1986), 「前 4 世紀ギリシアの普遍平和条約 ―支配・平和・自治―」『歴史学研究』556, p.15.
- 93) Xen.Hell.V.1.32.「しかし、テーバイ人たちは全ボイオティア人に代わって誓うこと (ὕπὲρ πάντων Βοιωτῶν ὀμνύναι) を要求した。」
- 94) Ibid.V.1.33.「…、テーバイ人がやってきて、諸ボリスを独立したものとする (ὅτι ἀφῴασι τὰς πόλεις αὐτονόμους) 言った。」: Ibid.V.1.36.「また [ラケダイモン人] テーバイからボイオティア人の諸ボリスを独立させた (αὐτονόμους δὲ ἀπὸ τῶν Θηβαίων τὰς Βοιωτίδας πόλεις ἐποίησαν.)」
- 95) ただ連邦組織について直接的な言及はないため、この時点で連邦が完全に解体したかどうかは究極的にはわからない。しかし、Isokr. or. XIV. 13-14 によれば、これ以後プラタイア、テスピアイにはスパルタの統監 (ἀρμοστής) とスパルタ軍が置かれた。とすれば、当該ボリスは事実上、連邦外のスパルタの影響下に入り、もし連邦が保持されたと想定した場合、連邦とスパルタの二重権力状態が生じることになる。そのように連邦の存続を想定するよりも、連邦が解体したと考えれば、ボイオティア地方の一部がスパルタの影響下に入ったというように、より容易に説明しやすい。また、そうしたボリスを除いて、連邦が維持された可能性もゼロではない。むしろ前 383 年のカドメシア占領の時点でボイオティア連邦は確実に解体したとも考えられる。しかしそうだとすると、「大王の和約」以後、連邦が対外的自衛機能を有効に活用していなかった事実、つまり連邦の決定的な形骸化は明らかである。
- 96) Xen.Hell.IV.8.14-15.「アテナイ人は、…と恐れ、またテーバイ人は、ボイオティアの諸ボリスが独立となるよう許すことを強制させられるのではないかと恐れ(μὴ ἀναγκασθῆινσαν ἀφεῖναι τὰς Βοιωτίδας πόλεις αὐτονόμους,)、…」
- 97) 同様の認識の例として、前 371 年にスパルタで行われた和平交渉の場で語られた、アテナイ人アウトクレスの演説がある。彼は、上述した「大王の和約」直後の出来事に関して、テーバイが加盟諸ボリスの『自治』さえ脅かす存在であった可能性を指摘する。(Ibid.VI.3.9.)
- 98) 篠原 (2008) pp.531-533.
- 99) Xen.Hell.V.2.25-31. 当時ポレマルコス (πολέμαρχος) であったレオンティアデスがスパルタ軍を率いるボイビダスに進言して、テーバイへ引き入れた。
- 100) Ibid.V.4.2-12.
- 101) Plut. Pelop.13.1 では、「メローンやカローンと共にボイオタルコスに選ばれたペロビダスは、…」とあり、また Ibid.14.1 ではゴルギダスなる人物もボイオタルコスに選出されている。この選出の時点では、まだカドメシア解放はなされていないが、役職者の選出自体に、連邦再建の意図を見出せる。
- 102) 後代の Pol.VI.44.9; VIII.35.6 などでは、この時期のテーバイが大衆によって動かされ、僭主政に対置される民主政のボリスとして描かれている。その理由として、カドメシア解放が、それに際してアテナイの将軍からの援軍を受ける (Diod.XV.25.4-26.1. Xen. Hell.V.4.9.) など、アテナイと密接な関係にあった政治グループによる動きだったことが関連していると考えられる。
- 103) SEG 34.355. IG VII.2407; 2408. Diod.XV.53.3. Paus.IX.13.7.
- 104) IG.VII.2407; 2408 によれば、民衆 (τοὶ δᾶμοι) による投票が行われている。そこから Larsen (1968) p.178 はボイオティア全市民が投票権を持っていたとする。また同碑文には総会の長としてアルコン (ἀρχοντος) という役職も見られる。総会については Buckler (1980) p.30 も参照。
- 105) Larsen (1968) pp.175; 178. Buckler (1980) p.30.
- 106) Larsen (1968) pp.175; 178-179. 先に Plut. Pelop.13.1 で挙げた 4 人は全てテーバイ人、前 371 年のボイオタルコスの 3 人はテーバイ人であった。Cf. Buckler (1980) p.28.

- 107) Diod.XV.38.1-2.「…、全てのポリスが独立であり、[他国の] 軍に駐留されないように、全ての者が和平に同意した(…、συνέθεντο πάντες τὴν εἰρήνην, ὥστε πάσας τὰς πόλεις αὐτονόμους καὶ ἀφρουρήτους εἶναι.)」なおディオドロスのコメントリについては、P.J.Stylianou, (1998) *A Historical Commentary on Diodorus Siculus Book 15*, Oxford を参照した。なおこの条約締結の背景については、中井義明(2008)、「前 375 年の平和」『立命館文學』604, pp.13-14 も参照。
- 108) Diod.XV.38.3.「テバイ人のみが、ポリスごとに条約を結ぶことを受け入れず、ポイオティア全体をテバイ人らと共にするグループ [= 連邦] の下に加え [ようと] たが、(μόνων δὲ Θηβαίων οὐ προσδεξαμένων κατὰ πόλιν γίνεσθαι τὰς σπονδὰς, ἀλλὰ τὴν Βοιωτίαν ἅπασαν ὑπο τὴν τῶν Θηβαίων συντέλειαν ταπτόντων,)」ここでディオドロスは、テバイが条約を拒否したとするが、森谷 (1986) p.27.n.13 および Stylianou (1998) p.327-328 はそれを誤りとしており、テバイが条約に参加したとする説が有力である。本稿もその説に立つ。なお中井 (2008) pp.14-16 では条約へは不参加であったものの、和平の枠組みにはテバイも組み込まれていたとする。
- 109) Stylianou (1998) p.327-328. その背景として、ヘゲモニーを保持しようとするスパルタとの対立の中で、第二次海上同盟で勢力を回復したアテナイが、テバイと敵対することに消極的で、テバイの違反行為に寛容であったことを挙げている。後述するテスピアイヤオルコメノスへの攻撃もこの文脈で捉えられる。
- 110) Xen.Hell.VI.3.1-18.
- 111) Ibid.VI.3.18. “... ἐψηφίσαντο καὶ οἱ Λακεδαιμόνιοι δέχεσθαι τὴν εἰρήνην, ἐφ’ ᾧ τοὺς τε ἄρμους ἐκ τῶν πόλεων ἐξάγειν, τὰ τε στρατόπεδα διαλύειν καὶ τὰ ναυτικά καὶ τὰ πεζικά, τὰς τε πόλεις αὐτονόμους εἶναι. “[“...、ラケダイモン人たちは、以下の条件で条約を受け入れることを決議した。つまり、総監が諸ポリスから出て行き、軍隊は海軍も陸軍も解散し、諸ポリスが独立となるのを許すという条件だ。]”
- 112) Ibid.VI.3.19. 最初はポリス毎に宣誓したが、翌日には「彼ら[テバイ人]の使者は、テバイ人の代わりにポイオティア人が誓ったと書き換えるよう求めた (οἱ πρέσβεις αὐτῶν ἐκέλευον μεταγράφειν ἀντὶ Θηβαίων Βοιωτοῦς ὁμομοκότας,)」。
- 113) Ibid.VI.5.2. “Ἐμμενὼ ταῖς σπονδαῖς ἅς βασιλεὺς κατέπεμψε καὶ τοῖς ψηφίσμασι τοῖς Ἀθηναίων καὶ τῶν συμμαχῶν. ... οἱ μὲν οὖν ἄλλοι πάντες ἔχαφον τῷ ὅρκῳ Ἥλαιοι δὲ ἀντέλεγον ὥς οὐ δέοι αὐτονόμους ποιεῖν οὔτε Μαργαεᾶς οὔτε Σκιλλουντίους οὔτε Τριφυλίους· σφετέρως γὰρ εἶναι ταύτας τὰς πόλεις. οἱ δ’ Ἀθηναῖοι καὶ ἄλλοι ψηφισάμενοι, ὥσπερ βασιλεὺς ἔγραψεν, αὐτονόμους εἶναι ὁμοίως καὶ μικρὰς καὶ μεγάρας πόλεις, ... ” [“私はペルシア王が下した条約とアテナイ人とその同盟者らの決議を遵守する。...。】他の全ては喜んで誓ったが、エリス人は、マルガナもスキッルスもトゥリビュリアも自身のポリスなのだから、独立にしてはならないと反対した。しかしアテナイ人と同盟者らは、ペルシア王が記したように、小さいポリスも大きいポリスも同様に独立となるようにと決議し、...。]”
- 114) 前註参照。
- 115) Ibid.VII.1.33-40. 内容としては Ibid.VII.1.36. “ἐκ δὲ τούτου ἐρωτώμενος ὑπὸ βασιλέως ὁ Πελοπίδας τί βούλοιο εἰναὶ γραφῆναι εἶπεν ὅτι Μεσσήνην τε αὐτόνομον εἶναι ἀπὸ Λακεδαιμονίων καὶ Ἀθηναίων ἀνέλκειν τὰς ναῦς ” [“そこで、ペルシア王に何を彼自身に記して欲しいのかを尋ねられたので、ペロピダスは、メッセニアがラケダイモン人から独立となり、アテナイ人が艦船を引き揚げるように言った。]”
- 116) Diod.XV. 89.2. “συνθέμενοι δὲ κοινὴν εἰρήνην καὶ συμμαχίαν κατέταττον ἐν τῇ συμμαχίᾳ καὶ τοὺς Μεσσηνίους. οἱ δὲ Λακεδαιμόνιοι δια τὴν πρὸς τούτους ἀκατάλλακτον ἀλλοτριότητα τῶν σπονδῶν οὐ προεῖλοντο κοινωνεῖν καὶ μόνον τῶν Ἑλλήνων ὑπῆρχον ἐκσπονδοί. ” [「普遍平和と同盟に同意し、メッセニアも同盟に入れようとした。しかしラケダイモン人は、彼らと和解できない敵意ゆえに、条約に参加することを選ばず、ギリシア人のうち一人条約に加わらなかった。]”
- 117) Stylianou (1998) p.520.
- 118) 史料に現れるポリスは主としてペロポネソス半島のポリスであるが、この条約の契機となったマンティネイアの戦いに参加しているため、テバイにも関係の深い条約であることは確かだと思われる。
- 119) *IGIP* 40; 43.24-25; 79; 1607.155. Cf. Hansen (2004) p.455.

- 120) Tod (1948) 123.9-15. 「ギリシア人が自由そして独立な状態で平和に過ごすこと (τοὺς Ἑλληνας ἐλευθέ[ρ]ους [καὶ] αὐτόνομους ἡσυχίαν ἥγειν,), 彼らの全てがしっかりと領土を有することを, ラケダイモン人らが許すよう, そしてギリシア人とペルシア王が条約に従って誓った普遍平和 ([κοινὴ εἰρήνη]) が効力を持ち, 永遠に続くように, 民衆によって決議された。」 Cf. 森谷 (1986) p.24.
- 121) Isokr. or.VI.27;XIV.8. Xen.Hell.VI.3.1; 3.5; 4.5. イソクラテスの第14 弁論は『プラタイコス』と題され, プラタイア人がアテナイの民会で, このテーバイの攻撃を不正として訴えることを目的とした弁論である。
- 122) Demosth. or.XVI.4; 25; 28. Diod.XV.46.6. Isokr. or.VI.27; XIV.9. Xen.Hell.VI.3.1; 3.5; 4.4; 4.10.
- 123) Isokr. or.XIV.9.
- 124) Diod.XV.57.1. Xen.Hell.VI.4.10. ディオドロスによれば, エパメイノンドスの忠告によって, この時は厳しい措置はとられなかったようである。
- 125) Diod.XV.79.3-6. Demosth. or.XVI.4; 25; XX.109.
- 126) Isokr. or.XIV.8-9 には, “βιασθεῖσαν”, “ἀναγκάζουσιν”, “ἀναγκάζειν” の語が使用されている。
- 127) Schläger et al. (1968), Der Hafen von Anthedon mit Beiträgen zur Topographie und Geschichte der Stadt: in *Archäologischer Anzeiger*, p.90.
- 128) もしテーバイの攻撃にさらされているとしたら, 少なくとも『プラタイコス』など, テーバイの行動を非難する作品にも記述されてもおかしきはずである。
- 129) Diod.XVI.86.4-6. その結果, オロポスはアテナイに返還され (Paus.I.34.1.), カドメイアにはマケドニア軍が置かれた (Diod.XVI.87.3.). 特にフィリッポス 2 世が危険視したテーバイは, その勢力を削減された。Cf. Hammond and Griffith (1979) pp.610-615.
- 130) Tod (1948) 177. コリントス同盟はスパルタとペルシア勢力下の諸島を除いた全ギリシアの都市と民族 (ἔθνος) が加盟した同盟で, 加盟諸ボリスは評議会 (συνέδριον) に代表を送った。なお, アウトノミアに関する事項は後述する。
- 131) Arr.anab.I.7.1-3. Diod.XVII.8.2.
- 132) Arr.anab.I.8.8; 9.9-10. Diod.XVII.14. Plut.Alex.XI.6. 前 316 年, マケドニアのカッサンドロスによって復興され (Diod.XIX.54.1-3.), 前 288 年には連邦に加盟している。
- 133) この時期に連邦の解体があったかについては議論がある。従来は, G.Busolt and H.Swoboda (1926), *Griechische Staatskunde* Bd.2, München, p.1431.n.4 のように, 連邦の解体を認めず, 第3期との連続性が強調された。しかし Larsen (1968) pp.175-180 は解体を認めないものの, カイロネイアの戦いとテーバイの破壊によって大きな変化があったことは認めている。さらに P.Roesch (1965), *Thespiens et la Confédération béotienne*, Paris, pp.46-71 は第4期の連邦を再建されたものとみる。確かに連邦の制度の変化が史料に現れるのは前3世紀頃からだが, その契機となったのがカイロネイアの戦いの敗北とテーバイの破壊であった点から, 本稿では解体についての判断は保留するものの, 第3期と第4期の間に連邦の断絶を認め, 区別して扱う。
- 134) Liv.XXXIII.2.6. なおコメントリとして, J.Briscoe (1973), *A Commentary on Livy Books XXXI – XXXIII*, Oxford を参照した。「そこで動議が提出され, プラタイアのディカイアルコスによってローマと同盟を結ぶことが読み上げられた。誰も反対する者がいなかったで, その動議は受け入れられ, ボイオティア諸市 (Boeotiae civitatum) の満場一致の同意によって通過した。」から, Larsen (1968) p.180 が指摘している。これによって, 特定の都市の支配を防ごうという意図があったと, 彼は主張する。他の変化として, 連邦の中心が一時オンケストスというボセイドンの神域に移った Cf. Hansen (2004) p.435.
- 135) この役職は, 記録所となるが多かった神殿にまつわるもので, ギリシア各地にみられる。その職務内容は多様で文書保管係や財政係, 祭祀管理人でもあった。最も有名なのがデルフォイの隣保同盟のもので, 加盟ボリスから 20 人前後が毎年この職に就いた (Walton and Spawforth (1996), *OCD* s.v. “hieromnemes”, p.705.). 今回用いる史料はデルフォイ出土の碑文である。以下は各ボリスについての史料の参照箇所である。ハリアルトス (*CID* II.94.5.), コロネイア (*Ibid*.II.74.I.50.: Ταμιαί という神殿の金庫管理係の名目), レバデア (*Ibid*.II.102.I.11), オルコメノス (*Ibid*.II.74.I.36; 74.II.27-28; 102.I.11.), プラタイア (*Ibid*.II.32.32; 86.13.), タナグラ (*Ibid*.II.74.II.27.), テーバ

イ (*Ibid.* II.74.1.72.), テスピアイ (*Ibid.* II.32.32,46; 94.5.)

- 136) 前3世紀初めから見られるようになるこの役職は、ボイオティア連邦の決定に従って任命され、複数人がアポロン・プトイオンへの三脚の奉納を委任されていたと考えられている (Szanto (1894), *RE* I s.v. “ἀφειδριπτεύοντες”) が, Larsen (1968) p.179 はこれを以前のボイオタルコスと同定する解釈を示す。史料は主として碑文により、連邦のアルコンに続いて、その名が列挙され、出身ポリスも付される。以下は各ポリスについての史料の参照箇所である。アクライフィア (*IG* VII.2724a.2; 2724c.3.), アンテドン (*Ibid.* VII.2723.4), カイロネイア (*Ibid.* VII.2724c.6.), ハリアルトス (*Ibid.* VII.2724.4-5, 2724b.2.), ヒュエツトス (*Ibid.* VII.1673.4.), コバイ (*Ibid.* VII.2724d.5.), コロネイア (*Ibid.* VII.2723.3; 2724a.3.), レバデア (*Ibid.* VII.2724.7.), オルコメノス (*Ibid.* VII.1673.3; 2723.2; 2724.6, 2724a.6; 2724b.5; 2724c.7; 2724d.4.), プラタイア (*Ibid.* VII.2723.3; 2724.5-6; 2724b.3; 2724d.7.), タナグラ (*Ibid.* VII.2723.2; 2724.7-8, 2724a.4; 2724b.5; 2724c.4; 2724d.6.), テーバイ (*Ibid.* VII.1673.2; 2723.3; 2724.6, 2724a.4; 2724b.4; 2724c.4; 2724d.6.), テスピアイ (*Ibid.* VII.1673.1, 6; 2723.4; 2724.5, 2724a.3, 5; 2724b.3, 7; 2724c.5.), ティスベ (*Ibid.* VII.2724b.6; 2724c.6.)
- 137) Tod (1948) 177. 後述する伝デモステネスの言からは、欠損箇所を用いられていた可能性もあるが、ここでは判断が難しい。
- 138) Ps.Demoth. or. XVII.8. 「そして、条約はまさに最初に、ギリシア人が自由で自治であるように (ἐλευθέρους εἶναι καὶ αὐτονόμους τοὺς Ἕλληνας) と命ずる。」アレクサンドロスの条約でアウトノミアの語が実際に用いられたのか、それがコリントス条約の条文にも遡及できるかは、前註にもあるように判断が難しい。しかし、伝デモステネスがアウトノミアという語を用いて、条約を遵守しないアレクサンドロスを批判しようと試みていることから、少なくともアウトノミアが、これらの条約の中でも重要な意味を付与された語であったことが推測できる。
- 139) しかし、Tod (1948) 177. 12-14 および Ps.Demoth. or. XVI.10; 15 が、国制の変化を禁じ、現状維持を求めている点で、「自治」にもある程度の制限がなされていた。
- 140) 例として前313年に、マケドニアのアンティゴノス、およびエジプトのプトレマイオスによって与えられた条約がある。(Diod.XIX.61.3. 「[アンティゴノス1世が王位に就いた際、] 全てのギリシア人が自由で、[他国の] 軍に駐留されず、自治であるよう [述べられた] (εἶναι δὲ καὶ τοὺς Ἕλληνας ἅπαντας ἐλευθέρους, ἀφρουρητοὺς, αὐτονόμους).」: *Ibid.* XIX.62.1. 「そのようなことが起こっている時、プトレマイオス [1世] はマケドニア人がアンティゴノスと共にギリシアの自由について決めたことを聞き知り、自分も同様のことに定めた。というのも、彼は、自分こそがアンティゴノス以上に自治 (τῆς αὐτονομίας) のように関心を持っているとギリシア人が知ることを望んだからだ。)])
- 141) Liv.XXXIII.32.5. Pol.XVIII.46.5. はほぼ同内容であるので、ポリュビオスの訳文を載せる。なおコメンタリとして、F.W. Walbank (1967; 79), *A Historical Commentary on Polybius* vols.2; 3, Oxford を参照した。「ローマの元老院と [前] 執政官 (Pol.:στρατηγὸς ὑπάτος, Liv:imperator) テイトゥス・クイン [ク] ティウスは、フィリップス王とマケドニアを打ち負かし、以下のものが自由になり、[他国の] 軍に駐留されず、貢納を徴収されず、父祖 [リウィウスにおいては『自ら』] の法を实践すること (Pol.:νόμους χρωμένους τοῖς πατρίοις, Liv.: suis legibus esse) を認める。つまり、コリントス人、フォキス人、ロクリス人、エウボイア人、ビュティアのアカイア人、マグネシア人、テッサリア人、ペッライポイ人である。」
- 142) Liv.XXXIII.32.6. Cf. Briscoe (1973) p.311; Walbank (1967) pp.612-613.
- 143) このローマ側の発言が、当時のローマの内政・外交政策とも関わった政治的な判断に基づくものであり、決して理念的な目的によるものではなかったことは、かねてより指摘されている。Cf. 浅香正 (1962), 「第二マケドニア戦争と「ギリシアの自由」」『人文学』(同志社大学人文学会), pp.35-40. なお、吉村忠典 (1981), 『支配の天才ローマ人』三省堂, pp.105-129 では、この宣言における「自由」について考察がなされ、ギリシア側とローマ側の「自由」のズレが指摘されている。
- 144) 他に例をあげれば、Liv.XXXIII.27.5-6 および Pol.XVIII.43.1-3 において、フラミニウスは、捕虜返還を求めるボイオティア人の申し出を快諾しているが、それはシリアのアンティオコス3世への懸念から、ボイオティア人を親ローマ派へと懐柔することが目的であった。Cf. Briscoe (1973) p.300; Walbank (1967) p.608. しかし彼の策はうまくいかず、ボイオティア人は親マケドニア派の

ブラキュッレスを選出し、その暗殺が本文のローマ兵強殺事件につながる。

- 145) Liv.XXXIII.28.1-3. Pol.XVIII.43.1-13. Cf. 吉村忠典 (1981) pp.130-132.
- 146) Liv.XXXIII.29.6-12. この事例はポリュビオスに欠落がある部分で、鵜呑みにすることは危険であるが、ローマ軍のフォキスのエラテア駐留やブラキュッレスの暗殺についてはポリュビオスも指摘しており、リウィウスの事件と矛盾するものではない。よって、これが史実である蓋然性は高い。 Cf. Walbank (1967) p.609.
- 147) Pol.XXVII.5.1-3. (マケドニア側), Liv.XLII.43.4. (ローマ側)
- 148) Pol.XXVII.1.1; 1.4.
- 149) Ibid.XXVII.1.8-9. Liv.XLII.44.1-5.
- 150) Pol.XXVII.5.1-8. Liv.XLII.46.6-10. テーバイの圧力については定かではないが、この発言が、テーバイと外交方針を異にする者からなされていることから、そのまま受け取るとは危険だろう。例えこの時期テーバイが圧力をかけていたとしても、かつての小ボリスが、通しかけた決議に反対することができた点を考慮すれば、テーバイが決定的なヘゲモニーを握っていたと考えるのは難しい。
- 151) Larsen (1968) p.466.
- 152) Pol.XXVII.1.3. Cf. Larsen (1968) pp.463-466.
- 153) Liv.XLII.63.3-12. テーバイに駐留していたローマ軍が、ハリアルトスを攻撃・破壊し、ティスベに迫った。Ibid.XLII.63.11 では、ハリアルトスに続いて「テーバイ」に進んでいるが、これは「ティスベ」の誤りである。その脅威の下、ティスベでは親ローマ派がボリスの主導権を握り、親マケドニア派を奴隷として売った。そして最後に残ったコロネイアも占領された。Ibid.XLII.63.3-12 ではコロネイアについての言及がないが、Ibid.XLIII.4.11 や Ibid.XLII.67.11-12 では、コロネイアも占領されたことが窺われる。 Cf. Larsen (1968) p.466.n.1.
- 154) Pol.XXIX.14.1.-19.1.
- 155) Ibid.XXXVIII.9-18. Cf. Larsen (1968) pp.498-504.
- 156) 篠原 (2008) p.538.n.19.
- 157) 同論文 pp.527-531.
- 158) なお従来説は、この「大王の和約」までを対象としておらず、アウトノミアの意味についての言及はない。
- 159) 硬貨の鑄造が、加盟諸ボリスに認められた状況は史料からは明らかでないため、本稿では判断を保留する。

《English Summary》

The Boeotian Confederacy and the *Autonomia*
of the Greek *Polis*

Kota KISHIMOTO

Autonomia has been interpreted as a concept which traditionally had a meaning of self-government of the Greek *polis*, though it also had a meaning of independence in certain contexts. Recently, however, M. H. Hansen proposed a different interpretation from the traditional one. According to his research and interpretation, *autonomia* originally had a meaning of independence, but after the treaty of “the King’s Peace” of 386 B.C., it came to mean self-government. Analyzing the *poleis* belonging to the Boeotian Confederacy, Hansen argued that they did not have the status of *autonomia*, because they were controlled by a powerful polis, Thebes.

In this paper, reexamining the cases of the Boeotian Confederacy from its foundation to its disorganization, the author tries to clarify the meaning of the changing concept of *autonomia*. The points of his detailed discussion are as follows:

In the early stage of the Boeotian Confederacy, *autonomia* was probably not the term which referred to political relationships between Greek *poleis*. During the Peloponnesian War, however, its meaning changed and in the treaty of “the King’s Peace” of 386 B.C. *autonomia* came to have a meaning of independence. In the course of the 4th century B.C., the meaning of *autonomia* changed again. We can find reference to this in the treaties named “Common Peace”. Finally, in the Corinthian League, *autonomia* was identified as the concept of self-government.

This paper revises both the traditional interpretation and Hansen’s new one. The author hypothesizes on the structure of the Greek world: the condition of *autonomia* had always been secured under a stronger political power. This hypothesis suggests that *autonomia* was not a fundamental factor in the Greek *polis*.